

## 平成 21 年第 8 回にかほ市議会定例会会議録（第 2 号）

### 1、本日の出席議員（ 22 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	15 番	榊 原 均
16 番	竹 内 賢	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

### 1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

17 番 佐 藤 元

### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 佐藤 文 一      局長補佐 佐藤 正 之  
庶務係長 佐々木 孝 人

### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	齋 藤 隆 一
健 康 福 祉 部 長	木 内 利 雄	産 業 部 長	伊 藤 賢 二
建 設 部 長	佐々木 秀 明	教 育 次 長	佐々木 義 明
ガ ス 水 道 局 長	阿 部 誠 一	消 防 長	中 津 博 行
会 計 管 理 者	大 場 久	総 務 部 総 務 課 長	森 鉄 也
企 画 情 報 課 長	齋 藤 均	財 政 課 長	佐 藤 家 一
農 林 水 産 課 長	金 子 勇 一 郎	商 工 観 光 課 長	森 孝 良
観 光 課 長	武 藤 一 男	建 設 課 長	佐々木 正 憲
都 市 整 備 課 長	佐 藤 正	農 業 委 員 会 事 務 局 長	金 子 春 輝
ガ ス 水 道 局 事 業 課 長	佐 藤 俊 文		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第2号

平成21年9月3日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号に同じ

---

午前10時00分 開議

●議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は、22人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。順次発言を許します。

初めに、19番佐々木平嗣議員の一般質問を許します。19番佐々木平嗣議員。

【19番（佐々木平嗣君）登壇】

●19番（佐々木平嗣君） おはようございます。

第45回衆院選、8月31日の新聞では「政権交代」と大きく載っておりました。その中での投票率に若干興味がありましたので調べたところ、平成17年の当市の投票率が76.71%、今年度の平成21年度の投票率が78.58%と、県内市町村では5番目に入っておりました。市としては1番目と大変政治に興味のある市ではないかと思われておりました。ということで、通告3点しておきましたので一般質問をさせていただきます。

1点目の観光について。

市長は、300万人の観光客を当市に呼び込み、その10%の30万人を宿泊させたいと三、四年前に目標を掲げました。にかほ市は自然景観、歴史文化、そして体験型観光とさまざまな分野があります。春一番になると、朝早くから数人のグループや夫婦が道の駅に観光に来ております。声をかけますと、大阪からやってきたとか九州からやってきたと、中島台のあたりこ大王をぜひ見たいということでこの地域に訪れたとか、仁賀保高原に行って大パノラマの場所でこの地域を見たいという方がたくさんおりました。ただ、道路表示が若干不安定なので、その場所にどうやって行くのかということを知りたいので細かく説明をしたら、大変喜んでいった方がおります。その中でも興味のある方々は60歳を過ぎた夫婦でしたが、本州の海の周りを一周して旅をしたい——していると、一番安い宿に泊まりながらずっとお金が続くまで歩きたいという方々がおりました。そんなことで、最近では観光客が300万人という数字をクリアしているのではないかと思われておりま

す。観光案内人の方々も、案内人が間に合わないぐらいの方が来ていると言われております。また、300万人という数字をあげたために関係者も大変張り切って対応しています。また、隣町の遊佐町でも観光パンフレットに「300万人の観光客が訪れているまち」として宣伝をしております。これからは一般市民の観光に対する意識高揚が大切になってくると考えられます。

そこで、いよいよ30万人の宿泊をどう考えていくのかです。現在、にかほ市の宿泊施設に1日で泊まれる人数は350人くらいです。しかし、泊まり方によっては300人を切り250人ぐらいになります。年間30万人を宿泊させるということは平均で1日820名です。ということは、1日2,000人ぐらいの宿泊を考えなければ、年間30万人の宿泊は到底あり得ないと考えております。まして市でホテルなどをつくることは大変難しいと思われれます。そうすると、現在のホテル・旅館業者の方々に頑張ってもらうことを考えなければなりません。または、将来この地区で旅館・ホテルを企業として起こす方々を育てなければならぬと思っています。そこで、市としては助成金を設けることができないのかお伺いいたします。

2番目の公園と道路について。

自然環境が豊かなまちとして、にかほ市には農村公園等が46カ所あるとあります。その一つ芭蕉公園についてです。象潟町政施行100周年記念事業で整備されたようです。平成8年10月13日、記念植樹「梅」、平成10年11月1日、栗拾いの森、平成11年10月31日、11年度みんなの森造成事業、平成12年11月1日、町民植樹祭、どんぐりの森、栗拾いの森、鳥海の森——これは漢字の鳥海山の「鳥海」と2つの名前があるようですが、それと空の森——空の「空」と俳人の「曾良」の名前が書いてありました。その中には昆虫の森、憩いの森、憩いの広場とあり、中には木づくりのトイレがあり、トイレの前の沼にはスイセンが咲き、沼の周りにはアジサイの花が整備されていれば、すごくきれいな憩いの場所です。公園は市民の最高の福祉の場であると言われ、都会では緑が少ないために屋上に緑をつくったりして憩いの場を求めています。芭蕉公園は市民が歩いて行ける場所ですので整備する必要があると思われれますが、いかがでしょうか。

2番目の奈曽の白滝の整備についてです。

ねがい橋や、その下にある展望台からは木の枝が邪魔して滝がほとんど見えず、下の河原に行くとやっと全景が見える状態です。観光客には高齢者が多く、下まで下りていけない人も多いと思われれます。その方々のためにも早急な対策が必要と思われれますが、いかがでしょうか。

3番目の公会堂については割愛させていただきます。

4番目の仁賀保、矢島線、県道32号線が新道になりました。そのために高森眺望台に直接行く道路が隠れてしまって見えません。下から向かうと小さな看板がありますが、よく見えません。この高森眺望台は大変太陽が浴びる場所で、鳥海山、日本海、海面に飛島と男鹿半島を眺められる絶好のポイントであります。秋の夜長は、星と夜景のコラボレーションが楽しめる場所であり、観光客にもお勧めしたい場所の一つでありますので、観光地の一つとして整備をする必要があるのではないかと考えます。他の質問は割愛させていただきます。

5番目の向い山道路、白山道路についてです。

全国的に道路について問われています。むだな道路、つくりかけてやめた道路とかがあります。

当にかほ市象潟地区の道路で、入道島団地前の道路、向に向かっていると佐々木大助さんの家の前までは立派な道路になっていますが、草木森うえの、五十嵐一雄さんのお宅までは昔のままの道路になっています。今後の計画をお伺いします。

6番目の小砂川海岸については割愛させていただきます。

大きい題目の営業課新設についてです。

経済不況の中でも元気な企業がたくさんあると、マスコミやテレビ等などで紹介されています。今こそ情報の時代、にかほ市に営業課を設置してはいかがでしょうか。にかほ市は農林水産漁業、商工業と観光のまちです。その内容を一番把握しているのが市役所です。一つの会社、企業がセールスするのは当たり前のことですが、市が先頭に立ってセールスすることが、トップセールスの大切さを出すことではるかに効率のいい売り込みができると思います。また、スポーツ大会等も誘致を含めて市の活性化につなげるよう、ぜひ早めに新設を考えてはいかがでしょうか。以上、よろしくお祈りします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。それでは、佐々木議員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

初めに、観光についてでございます。

現在、にかほ市には21の宿泊施設がございます。所有人員からすると1,100人となっております。年間を通してのこの宿泊施設、大体稼働率が75%程度でございますけれども、御質問にありましたように300万人、30万人の宿泊ということについては、私なりに高い目標ではございますが、これに全力で当たってまいりたいということでお話をさせていただいたところでございます。そのようなことで、所有人員が1,100人、これから数字上からすると30万人の受け入れは可能でございます——年間30万人の受け入れは可能でございます。可能でございますが、昨年の観光入込客、これが約286万人です——にかほ市の観光入込客は286万人。残念ながら、この286万人に対して宿泊された人数は約3%、8万3,600人というふうな形となっております。近年は観光客の観光の態様やニーズも大きく変化しております。団体旅行から夫婦や個人的な少人数のグループの旅行が多くなっておりまして、部屋の稼働率の割には宿泊者が少ないのが実態のようでございます。

こうしたことを踏まえて、現宿泊施設の有効利用などを図るために観光アクションプランに基づきながら情報の発信の強化、広域連携による新観光ルートの造成、また、民宿などの受け入れ体制の整備などに観光協会——佐々木さんは会長でございますが、観光協会や商工会を初めとする各種団体との連携を強化しながら、その体制づくりに今一生懸命努力をしているところであります。

御質問の宿泊施設の整備に関する支援策については、現在、にかほ市観光施設誘致条例がございます。これにより3,000万円以上の宿泊施設等の観光施設の整備、あるいは取得した場合にはその後の5年間、当該施設の固定資産税相当額の一部を奨励金として交付する奨励措置がございます。

御質問の宿泊施設の整備に関する助成制度については、直接施設整備に行政が支援をするということは私は大変難しいと思います—— と思いますが、民間投資の状況などを見ながら、にかほ市観光施設誘致条例の見直しも含めて今後どういうことが支援できるのか検討をしてみたいと思っています。

次に、道路整備についてでございますが、御質問の象潟大竹線については、にかほ市の重要路線として位置づけまして市道の一級路線に認定しております。また、当該路線を整備するために市の実施計画に掲載しておりますが、計画では延長 1,600 メートル、事業費 2 億 6,500 万円を見込んでおりまして、国庫補助事業である地域活力基盤創造交付金で平成 23 年度からの実施を計画しております。しかしながら、今般の衆議院議員総選挙において歴史に残る結果となりましたが、今後政権を担う民主党の公約では、揮発油税などの特定財源—— 平成 21 年度からは一般財源化となっておりますが、この税などの暫定税率分を廃止するというふうな公約を掲げております。廃止されますと道路を整備する財源などが大きく減少することになります—— 半額することになります。象潟大竹線の整備だけではなく、現在進めている道路整備についても計画どおりに進むのか大変懸念をしているところであります。したがって、今後の国の動向を注視しながら道路整備を進めていかなければならないと、そのように考えているところであります。

次に、営業課の設置についてでございます。

県内の他の市においても同趣旨の機構改革が行われるようでございますが、当市においては現行の機構の中でそれぞれの課が、あるいは部課等が連携して、豊かな自然や物産、あるいは古くから伝わる伝統芸能や地域文化、史跡などの地域資源、そして地域が持つ特性などを積極的に全国に情報発信をしているところであります。その意味では、御指摘のマスコミやテレビなどをさらに活用しながら、観光アクションプランや各種振興策を着実に実行して交流人口の増加を図りながら、地域経済への活性化につなげてまいりたいと思っております。

少し状況を申し上げますと、商工会における営業活動に相当する業務は、新たな企業誘致に係る情報発信や収集活動、地場産業の活性化に向けた関係機関や管内企業などと情報交換を行うネットワークの構築が挙げられます。具体的には、商工会工業部会、にかほ市工業振興会の各ホームページと連携した当市製造業のインターネットによる情報発信、また、県地域産業課や東京事務所を初め研究機関や大学との連携強化に向けた訪問交流活動などがございます。そして、工業振興会の諸活動を通じて、管内製造業における課題やニーズを掌握し、企業OBによるアドバイザーを派遣しながら専門的知識や経験を生かした、より効果的な活動を現在展開しているところであります。さらに、にかほ市製造業全体の営業活動による共同受注組織を構築し、販路の開拓や管内事業所の技術力や優位性の情報発信に取り組み、売り上げの安定と技術の向上を初め地域のブランド化を推進するなど経営基盤の強化を図ることとしております。これが実現されれば、管内商工業関連の情報習得、情報発信機能が大幅に進展するものと期待されておりますので、今定例会に係る予算を計上しているところであります。

次に、農林水産業に関してでございますが、農林水産業の生産に関しては、栽培技術の向上や生産物の高品質化の支援を図りながら、その販売については企業力のある農協などが地域の統一ブラ

ンドとして販売セールスを行い、価格維持や販売促進に取り組んでおられます。また、各種行事、イベント等においては生産品の販売活動も併設されますが、市では、そうした機会を創出していくことが重要であると考えております。また、セールス等については市として支援も行いますが、生産者が直接販売活動を行うことでその効果が発揮されるものと思います。しかしながら、今は少量生産でも安全・安心で高品質の生産物は消費者とのマッチングがあれば商品化になる時代であります。また、地域固有の商品などにも人気がありますが、小規模生産農家では販売ルートの開拓が難しい状況にもあると思っております。そのようなことで、消費者とのマッチングを図る機会があれば生産意欲とともに生産の拡大につながる可能性も高くなると考えております。このようなことから、商品開発やセールスに精通した人材を専門に当たらせることも有効な振興策と考えておりますので、これからの検討課題にさせていただきたいと思っております。

さらに、市民一人一人が市内の生産品に自信と誇りを持つことにより、地域ブランドとして全国に発信されるものであります。市民へのPRや市内外で開催される会合などで市内の商品を積極的に活用することにより効果を挙げることも大切なセールス活動でございますので、こうしたことも現体制において各団体などと協力しながらPR活動に努めてまいりたいと考えております。

観光事業については、現在、観光課では魅力ある観光地形成を目指すに当たり、本市の特性を生かした実効性の高い観光施策の展開を図るために、先ほども申し上げましたが観光アクションプランを策定し、情報発信の強化、新観光ルートの造成、受け入れ体制の整備、広域連携などを観光協会や商工会を初めとする各種団体と連携して取り組んでいるところでございます。特に、日本海きらきら羽越観光圏——これは国土交通省から認定を受けて新潟県の村上市からこのにかほ市まで日本海側、ここで広域的な2泊3日の観光圏をつくり上げましょうということで国から財政的な支援をいただきながら今一生懸命そのプランづくり、あるいは実行体制の整備に今努めているところであります。また、グリーンツーリズムなどについても関係部署と連携を図りながら受け入れ体制の整備に取り組んでいるところでございますが、観光協会にはいろんな面で頑張ってもらっていますが、イベントばかりではなく、やはり基礎的なものについても観光協会からもっともっと頑張ってもらいたいなど、このことを一つお願い申し上げたいと思います。

次に、スポーツ大会の誘致等でございますが、国体会場としてサッカーと空手道競技、これに仁賀保グリーンフィールドと象潟体育館が活用されました。この施設はどちらも全国レベルの大会を招致できる施設でございますので、国体が終わった後も全国サッカークラブ選手権大会や東北高校女子サッカー選手権大会、県空手道選手権大会、県ラージボール卓球大会などが開催されておまして、有効に活用をされておるところであります。来年度以降も自治体サッカー東北予選大会、全国高校総体体育大会のサッカーなどが会場地として決定をしております。またこれからもいろんな形で——2年ぐらい前になりますか、横浜FCのサマーキャンプの招致も行いましたが、そうした全国規模の大会も含めて誘致活動を積極的に展開していきたいと思っております。そのことは当然ながら選手・役員などが本市に宿泊することになりますので、経済的な波及効果も高めることができます。また、こうした波及効果を高めるだけではなく、高いレベルの大会観戦が市民に感動を与えてスポーツへの関心を高め、スポーツ振興の拡大につながることも期待されますので、先ほど

申しあげましたようにいろんなスポーツ、全国大会レベルを含めて招致活動に一生懸命努力をしてまいりたいと思います。

いずれにしても、今取り組みをしているもの、あるいはこれから取り組みをしようとしているものなど進捗状況を検証しながら、提案のあった営業課の設置については今後の課題ではないかなと、そのように考えているところであります。

他の質問については担当の部長がお答えをいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） それでは、佐々木平嗣議員の御質問にお答えしたいと思います。

初めに、芭蕉公園についてであります。

御質問には芭蕉公園とありますが、この場所は象潟市外地からすぐのところにある約 18 ヘクタールの一団となった地域であります。森林として利用整備されないで放置され、一帯が雑木等にフジやツタなどのつる等がからまる貧弱な天然林となっていたことから、森林の諸機能を発揮し得るよう森林資源の整備とあわせて、市街地に近いことから市民が散策、森林浴等を楽しめる憩いの場となるように平成 2 年から平成 6 年まで国の補助事業、集落周辺森林整備事業により整備区域を芭蕉の森と九十九の森と名称をつけ、2 団地に分け、既存の枯損木や劣性木を整理し広葉樹を植え作業道・歩道を整備したもので、現在は市民が自然に親しめる場を確保し、市民の健康と福祉の増進を図るため市民の森として管理されております。

森林の状況ですが、平成 2 年からの事業による植樹に加え、御質問にありますように平成 8 年の象潟町政施行 100 周年記念植樹や緑化推進植樹等、これまで市民によるさまざまな植栽植樹活動で多くの樹木が植えられておりますが、相当な大きさまで成長し、広葉樹林を形成するようになっております。

整備状況ですが、区域は 18 ヘクタールと広範囲にわたることから、毎年の整備は主に広葉樹林帯を形成する区域の下刈りを主に、剪定、枝打ち、ツタ取りなど、散策コースは草の成長にあわせ、そのつど草刈りを行っております。山林の下刈りによる整備のため山全体が散策に適した状態とは言えませんが、区域内を縦貫する作業道を中心に枝分かれする歩道等、散策には支障のない程度に整備されております。また、記念植樹などは非常に密に植えられており、間伐などの手入れも必要になってきており、樹木の手入れとあわせ下刈りを継続しながら、木々の成長とともに市民の憩いの場となるよう整備を続けてまいりたいと考えております。

次に、奈曽の白滝の整備についてであります。

奈曽の白滝は、昭和 7 年に名勝奈曽の白瀑谷として国の指定を受けて、市内外はもとより県外からも多くの観光客が訪れております。しかしながら、周辺の立木が大きくなり雄大な滝の姿が見えにくい状況になっております。御存じのとおり、当地域は鳥海国定公園区域や国の名勝の指定を受けていることから、現状変更を伴う場合は県の自然保護課や文化庁との協議が必要になります。市としては自然環境保全に十分配慮しながら各関係者と協議の上、許される範囲で整備を図ってまいります。なお、ねがい橋から滝周辺が展望できるよう枝払いの作業をするための予算を今定例議会に計上しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、高森眺望台の案内看板設置と桜の木の対応についてであります。これにつきましては主要地方道県道仁賀保矢島館合線が平成 19 年 3 月に全線開通されまして、高森眺望台付近の旧県道は市が管理することから、県では県道からの上下分岐点に案内看板が設置されております。今後もこの看板を活用して高森眺望台への誘導を図ってまいります。観光客に見えやすいように県と設置位置について協議をしてまいりますので、時間をいただきたいと思います。以上であります。

●議長（竹内睦夫君） 19 番佐々木平嗣議員。

●19 番（佐々木平嗣君） 観光についての滞在型観光の一つとして、いろんなこの地域にはすばらしい方がおられて、たまたま新聞を見てみたら、2009 年の 4 月 17 日に「家具の職人浜田政光さん、シナモンの木で家具製作。神奈川県から依頼されましてテーブルや仏壇の扉などの家具を製作した」とあります。こういう方々も滞在型観光の一つになるんでないかと。当然、滞在観光になると体験という中の一つにこんなすばらしい方がこの地域におるとということが新聞等では出ていますが、市のほうではコマーシャルをしておりません。やはりこういう方々に協力をしていただいて、体験型の宿泊を考えていかなければいけないのではないかと感じておりました。その点についてと、同じくやはり昨年新聞ですが、横山大祐さんという小国の方、「長く咲き続ける花を」ということで、これも魁新聞のほうに載っておりましたが、ビニールハウス 7 棟でシクラメンとかブリムラほかパンジー、ペコニアの栽培に取り組んでいると。この方も大変一人で苦労しながら家族の協力を得ながらやっている。こういう方もやはりこの地域では大変必要な体験学習の一つになるのでないかと私は感じておまして、その辺についても市のほうでも力を入れて協力をお願いしていければと思っております。

それと大変核家族化になっておりますので、若い方々はまちのほうに住んで、お年寄りには農業関係に携わっている農家が大変ふえてきていると言われております。したがって、農家には大変空き部屋がいっぱいあると。しかし、農業体験を受け入れるに当たっては日ごろの管理が——田畑の管理が十分できないと。そういう方々にはやはりそれなりの協力があってもいいのではないかと。そうすることによって体験学習で宿泊する場所がふえていくのではないかとことを言われておりますが、その辺も検討していただければと思っております。

それと先ほど市長の話にもありましたが、日本海きらきら羽越観光圏事業が始まっております。この地域としては 2 泊 3 日の宿泊プランの商品の造成ということで、これからだんだん進めていくわけですが、いろんな方々がこの地域に宿泊したいと来てから宿泊ふやすということではなくて、うちのまちにはこれだけの宿泊施設があるんだということを出すためにも受け入れ体制をしっかりしておかなきゃいけないと私は感じておりますので、先ほどの件について出しておきました。まして、今このにかほ市は全国でも大変注目を浴びている一つで、松尾芭蕉の回ったということがまた再度浮かんで来て、今大変、こう、流行に乗っております。それと、白瀬南極探検隊が来年で 100 周年、ことしはイベントということで大変新聞等、それからチラシ等、ポスター等で宣伝しております。このことが全国にも大変知れわたっているということで、お客さんが興味を持ち始めて、そういうことをやはりどんどん頑張っておりますので、この地域にはたくさんの方々が興味を持っていることは間違いございませんので、その辺を踏まえて旅館・ホテルなどの整備も指導してい

ただければと思っております。

また、これはちょっと直接は関係ないかもしれませんが、外国人の宿泊者も大変今ふえているそうです。特に昨年の外国人観光客の連泊日数では、秋田県の横手市が全国第1位で3.8泊ですね、2位が大仙市の3.6泊となっています。最もこの時期は横手のかまくら、大仙の大綱引きとか紙風船、犬っこまつりなどが軒並み続いていますので、その理由の一つになっているようですが、いよいよこちらのかほ市にも外国の方々に興味を持ち始めている一つとしては、やはり鳥海山だと思っています。ですから、外国人が宿泊しやすいような対応もしておかなきゃいけないと思っておりますので、その点についても市のほうでの対応をどうしていくのかお知らせいただければと思っております。

公園等についてですが、先ほどの芭蕉公園、向い山の芭蕉公園ですが、整備を確かにしていますが、道路は作業道ぐらいの整備であって、ほかのところは若干まだ整備してないところもありますが、これは18ヘクタールということで大変大きなところでその辺は仕方ないところがあると思いますが、昨年の種苗交換会で扱った木くず、あの木くずが向い山の2ヵ所に放置されているというか置いてあります。あれはもしかすると永久的にあそこに置くのか、それともその木くずが欲しいという方がいるのを待っているのか、その置き方がただどんと置いているような感じがしますので、その辺についてはどのような考えを持っているのかお伺いします。

それと、いろんな面で協働のまちづくりと言っておりますが、すべて市民の方々に協力を仰いでもいけないかもしれませんが協力をお願いして、特に公園等はみんなで活用しているんですからその辺についても市民の方々に草を刈っていただくようなまちづくりも必要でないかと思っておりますが、その点についてもお願いします。とりあえずお願いします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 最初に観光のことですが、これまでも市議会の一般質問等でお答えをしておりますけれども、私はやはりこの地域はいろいろな資源がありますので体験型の観光地は目指したいという話はさせていただきました。そこで家具の製造、あるいは花きなどをやっている農家の活用というお話ですが、やはり農家を活用したグリーンツーリズム、この形をつくり上げたいということで頑張ってはいますが、まだなかなかいい方向には行かない。これも都会のほうでは100人規模の修学旅行をすれば、大体20世帯から25世帯ぐらいの農家が対応していただかなければ都会からの修学旅行の受け入れもできない、こういう状況にありますので、これからは観光協会と力を合わせながらグリーンツーリズム、これ、修学旅行の受け入れ、こうしたことに取り組んでいきたいと思っております。当然ながら高齢化世帯で受け入れをしたいという方があっても、なかなかそうしたことで受け入れができないという農家もあるかもしれません。そういう場合はいろいろ話し合いをしながら、そのサポート体制も当然ながらつくり上げていかなければならないだろうなというふうにして思います。

それから旅館業・ホテルについても、やはりただ宿泊をしていただくという関係だけではなくて、やはり旅館なりホテルなりが独自の体験型のメニューをつくり上げながら宿泊してもらう。これは日本海きらきら羽越の中で、ここは認定を受けましたからそういう営業活動もできるわけで

す。既に幾つかの旅館、あるいはホテルは許可をもらっておりますので、そうした体験型のメニューをつくりながらここに泊まってもらうという形もしていかなければならないのではないかなと思います。当然ながら松尾芭蕉、あるいは白瀬南極探検隊長、これを全国にこれからも、あるいは白瀬さん、芭蕉さんについては世界に通用する偉人でございますので、そうした形で市民の皆さんと協力しながら取り組んでまいりたい、そして交流人口の拡大にもつなげていきたいなというふうに思っております。

それから外国人の受け入れでございますけれども、なかなか各ホテル、各旅館で英語の達者な方を配置するわけにはなかなか難しいだろうと思いますが、やはりこれも一つの単語ぐらいが話せるような形、手ぶり身ぶりというのはちょっとおかしいですけども、単語と手ぶり身ぶりでも結構通用しますので、こうした協力も行政だけではなく、これは商工会、観光協会も同じ施設と一緒にこれはそういう体制整備に取り組んでいかなければならない時代だと私は思っております。観光パンフレットについては、英語あるいは中国語を併記しておりますけれども、こうした形でいろいろな観光施設の案内看板についても英語だけではなくて、やはり中国語、あるいはハングル語、こうしたこともこれからの取り組みの課題だと思っております。

それから芭蕉公園についてちょっと誤解しているとあれですので申し上げますが、大変荒廃しておった里山をやはり市民の皆さんの憩える場にしようという考え方では、これは変わりはないんですけども、都市公園的な形で整備するという形ではありませんので、そこだけは誤解をしてほしくないなと思っております。あくまでも自然の形で市民の皆さんが楽しめるような、憩えるような場ということでございますので、刈り払い等についてはこれからも一生懸命頑張ってみてまいりたいと思うし、一生懸命市民が植えた木を育てていきたいと思っております。

木くずのことについては担当部長がお答えします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 昨年に種苗交換会会場において使用しました木材チップにつきましては、昨年の世界同時不況の関係で緊急雇用の対策の一環として旧象潟中学校のソフトボールの会場等に敷いてありました——保管しておりました木材チップを運んでおります。これにつきましては、今後、公園の整備にあわせて各広葉樹等のところに散布して堆肥化になるという話の中で集めておりますので、すぐというわけにはまいらないと思いますが、木の成育状況を見ながら散布してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 19番佐々木平嗣議員。

●19番（佐々木平嗣君） 観光についての1点だけ——最後に1点お伺いします。

市長もあいさつの中でお話をしていましたが、もしこれからこの地域が映画になるのであれば白瀬の偉業じゃないかということを確認あいさつで2度ぐらい聞いた覚えがあります。私もこの映画というのは観光につながる産業の一つであると思っておりますが、映画にするためには市長はこれからどのような運動をしていくのか、その点1点お伺いいたします。

それと奈曾の白滝の件ですが、昨年、平成の名水百選に獅子ヶ鼻湿原の出壺と元滝伏流水が選定されました。元滝伏流水は高さ5メートル、幅30メートルの斜面から伏流水が流れ落ちる斜面の

岩肌に広がるコケの緑と白いしぶきのコントラストが魅力で、雪解け後の4月ころから11月ごろまで観光客が訪れております。出壺は水温が湧水であるために7.2から7.3度Cと非常に低く、年間を通してほとんど変化しません。また、pHは4.4から4.6とかなりの酸性。低温、水温一定、酸性という水の特徴が世界でも希有なコケとして、低温性のコケを生息可能にしています。もちろんぶなの森がつくる水の清らかさも理由の一つとしてなっております。そして奈曽の白滝。26メートルの高さから一気に落ちる滝で、近くに行くと周辺の古木を振らすように白いしぶきをあげて轟音を発する奈曽白瀑と言われており、国の名勝に指定されています。まさに水の3点セットではないかと思えます。この3点と、これからいかに整備し観光に結びつけていくかということをお私たちも考えていますので、市のほうでもこれを検討していただきたいと思っております。

そして営業課についてですが、工業関係の方々を当市に招き、ワークショップを開いてはいかがですかということをお工業関係の方々が言っております。というのは当にかほ市の設備は、ほかにも負けないぐらいの設備があるそうです。昨年、観光課が旅行エージェントをこの地域に集めていただいている市町村の観光地を見ていただくツアーを組んだという実績があります。私もその中に入っている方々と話をしたら、大変この地域はすばらしい、案内も大変すばらしかったという実績がありますので、同じように工業関係の方々をこの地域に呼んでワークショップを開いて、この地域の業者の方々の設備を見てもらうようなことを計画してはいかがでしょうかと思えますが、それについてもやはりそれにたけた方がおらないと、どんな会社を対応するかわからないので、その辺をやはり専門的な方々を置くためにも営業課が私は必要でないかと思ひまして先ほどの話をしております。

そしてまた、経済交流に対しても積極的に行わなければ私はいけないと思ひしております。今まで私自身も考えてはいなかったんですが、トライアスロン大会や鳥海山ぐるっと一周マウンテンバイクに参加している方々の名刺を見ますと、築地の市場に勤めて主任をしているとか三菱電機、本田技研の会社に勤めている方々、または会津の工業団地の研究開発工業に勤めている方がおります。この地域にはいろんな方々が来ておりますので、こちらから行かずとも直接その方々と知り合いになる機会があるので、ぜひそういう機会を利用してその方々と深く話をすることによって、もしかすれば仕事につながることもあり得るのではないかと思ひしておりますが、たまたまトライアスロン大会には今回商工課長に来ていただきまして名刺を配っていただきました。こういうことを今後つなげていければ営業にもつながると思ひますが、その辺についてもお伺いします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 初めに、白瀬中尉の映画化ということにお答えしたいと思います。

来年、東京芝浦を出港して100周年、平成24年の1月28日に南極の大陸で——大陸になるのかあれですけども、白瀬さんが「やまとゆきはら」と命名したのが、さっき言った平成24年1月28日がちょうど100周年という、3年間ありますけれども、今この白瀬さんの偉業をたたえるということで3年間いろんなイベントをやります。それにあわせて私も何とか映画化できないものかなということでの行動は起こしてまいりました。今、私どもの宣伝大使、首都圏に35人ほどおりますけれども、その中で長年、映画や、あるいはテレビ局に勤めておられてプロデューサーあ

るいはディレクター、いろんな形をやった方がおりますので、その方々に今企画書を作っていただいております。それで今、文科事務次官かわってしまいましたけれども、銭谷さんにもその話をしております、その部下である——担当ではないんですけども、その課長を窓口にしながら企画書ができた段階では文科省に伺いますよという話もしております。文科省になぜ行くかという、やはりお金がかかりますので文科省から支援していただきたいと——お金を出していただきたいということで今取り組みをしております。これは実現するかはちょっと今のところはわかりませんが、政権もかわりましたので実現するかはわかりませんが、何とかそうした形の中で取り組みをしてみたいなというふうに思っております。

それから営業課の設置でございますけれども、佐々木議員がお話しされているような、あまりにも広範囲の形の営業課というのはなかなか難しいと思うんですけども——観光から農業から商工業からという形での営業課というのはなかなか難しいと思います。これはつくっても機能がなかなか発揮しないような形になるのではないかなと思います。もしやるとすれば、それぞれの部局での営業課、営業担当という形にならざるを得ないのではないかなと、私はそのように思います。

それから、当然ながら中島台の獅子ヶ鼻湿原、それから元滝の水利、あるいは奈曾の白滝を含めて、ある資源を積極的に活用していくのは、これは当然でございます。ですから、このことはこれからの体験型の観光づくりにおいても重要な位置づけを占めるのではないかなと私はそのように思います。新しいものをつくるのではなく、今あるものにかほ市の特性を積極的に活用して観光振興に努めてまいりたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 19番佐々木平嗣議員。

●19番（佐々木平嗣君） 工業関係のワークショップについては。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） きょう最初の答弁でも申し上げましたけれども、共同受注体制の構築をするために今予算をお願いしているところでございます。当然ながらそうした方々と時間が取れるかどうか分かりません。要するにトライアスロンなり、あるいはマウンテンバイクなり、そうした形で楽しみに来ている人とそういう工業関係と一緒に時間を取れるかと。工業関係はつくれるにしても、そういう競技をやるために来た人たちが一緒に懇談するような場がつかれるかどうかということはあるんですけども、それも一つの方法ではないかなというふうに思います。確かに製造業、地元の中小企業、大変設備投資もすばらしいものがございます。1基当たり1億円を超えるような機械もあります。ですから、ただこれをどういう形で活用するか、最大限活用していくかということでこの共同受注の形の体制を構築したいということで今予算をお願いしておりますけれども、なかなか工場の中を見せるということになりますとやはり抵抗のある企業もあります。やはりどうしても自分たちの技術の面で公表できないという部分については、なかなか制約があつてうまくいかないこともございました——前のそういう形の中でもありましたので、こうしたことも、ワークショップもいいこととございますので、そうした体制の整備を図りながらこれからの検討をしてみたいと思っております。

●議長（竹内睦夫君） 19番佐々木平嗣議員。

●19 番（佐々木平嗣君） 私が一つ勘違いをして間違った言い方をしれません。トライアスロン大会とかマウンテンバイクに参加した方々を集めてのワークショップと言ったのではないので、あくまでも全国にある主な会社の方々を集めたときのワークショップという話をしたので、大会に来た方々はまた別の問題ととらえてください。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 今お話ししていることは少し理解ができませんけれども、これまでも工業振興会を通して、例えば大田区の工業関係者の皆さんと交流したり、あるいは北上とかいろいろな形で情報交換はしているわけです。むしろこっちに来てもらうというよりも、今我々はこれから新しい体制をつくっていかうということですので積極的にほかの先進地の方に出て行って今いろいろ勉強しています。そういうワークショップはやっています。ですから、トライアスロンあるいはマウンテンバイクというお話があったものですから、その中に関係者が来ていて、その人たちを集めてこういう形をやるのかなというふうな形でありましたので、そうではなくて、あくまでも我々は今出て行って——出て行っていろんな知識を吸収したいなということで今各企業も頑張っているところでございます。

●議長（竹内睦夫君） これで 19 番佐々木平嗣議員の一般質問を終わります。  
所用のため 11 時 10 分まで休憩します。

午前 11 時 00 分 休 憩

---

午前 11 時 11 分 再 開

●議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16 番竹内賢議員の一般質問を許します。16 番竹内賢議員。

【16 番（竹内賢君）登壇】

●16 番（竹内賢君） 私、今回、にかほ市の図書政策についてという質問を、本当はしなくともいい実態にあるのではないかというふうにして思いました。しかしながら、現状は後退後退後退になっています。そして、去年の 9 月の定例会での回答とか答弁が今まで何をやってきたのかと、そういう不審な点もあります。私、にかほ市の図書館政策については、これからのにかほ市の市民がみずから学ぶことができる施設として、あるいは自立した人間形成、あるいは子供からお年寄りまで充実した生活をするための施設として絶対充実をしなければならないという立場を持っております。ここにも書いていますが、みずから学ぶことができる施設の代表的なものが公立図書館だと確信をしています。だからこそ、にかほ市の将来を担う有為な人が育つためにも公立図書館の整備は急務だというふうにして、今議員になって 13 年目に入っていますが、首尾一貫、象潟町時代から求めてきました。潤いのある地域社会をつくることにも必要です。全国でも公立図書館活動がしっかりしている地域は、どんどんその輪が広がっているとされています。そのような中で、にかほ市図書館整備計画は 2008 年 6 月につくられました。そして今 2 年目に入っています。整備計画を

決める背景と目的、目指す方向性については明確にあらわれております。私も一定の評価をし、期待をしてきました。それをどのように具体化していくのか課題でしたが、特に既存の図書室の整備として挙げられている狭隘な象潟公民館の図書室については、整備計画の中でも早急な整備充実が必要として、まずは旧象潟中学校の空き教室を整備する方針となっております。2008年の9月定例会でも質問をし、そのような答弁はされておりました。その内容は「財源は宝くじ事業を活用することについては」でした。ところが、その後、宝くじ事業の活用ができないことが明らかになったようです。現実として公の場で示された内容とは異なった状況に今あります。にかほ市として図書館政策が財源を宝くじに求めている、いわゆる宝くじは当たらなければ元も子もありませんから、そういうことの皮肉にもこのような結果になってきたのではないかと。したがって、今、市長を初め教育長の皆さんにも公立図書館の必要性について確固とした理念があるのかどうか、これがやはり求められていると思います。具体的に伺います。

一つ目は図書館整備計画の素案が図書館協議会に提示をされ、決定をされ、宝くじ事業の活用ができないことが判明するまでの部内での検討や県との協議等も含めた経過について、日時を追って説明をいただきたい。

二つ目は、この状況の中でも図書館を整備することの必要性についてはいさかかも揺るぐものではないと考えます。状況が変化した現在において、にかほ市図書館整備計画を具体化していくためにどのような検討がされているのか伺います。

三つ目は、平成19年度から平成21年度の図書館協議会の審議の状況についてと、出されている特徴的な意見等について伺います。

四つ目は、現在の図書館活動についていろいろ行われていることは承知をしておりますが、次の点について伺います。一つ目は、購入する図書等の選書の基本的な考え方についてです。二つ目は、「廃棄」と書いていますが、これを「除籍」というふうに語句を直していただきたいのです。廃棄でもいいんですけども、除籍された図書等の——どの図書等をどのように活用しているのか伺いたいと思います。

それから2点目です。市営住宅について伺います。これは実際に利用する立場、いわゆる入居する人の立場から見ての事例が私自身経験をした点がありましたので、その点から伺います。

市営住宅は現在、入道島団地20戸を廃止されることになりました。その前には入湖ノ澗団地も、あるいは木ノ浦団地ですか、これも廃止をされています。現在、304戸あります。中には昭和36年のものもありました。そこで、入居者の立場から見てこの点についてはやはり是正をすべき点という点がありましたので、2点について伺います。

1点目は、いわゆる引っ越しの関係であります。これは象潟町時代からの計画に基づいて今廃止がされたりしています。ところが、私は何回か質問もしましたけれども、やはりお年寄りや、あるいは足腰の弱い人方が入居をするためには、市内で交通の便のよいところ、あるいは医療機関に近いところ、あるいは日用品の、あるいは食料品を買い求めやすいところ、そういうところに建てて、そして入っていただくということが自立をした自分で生活をする、そういうものを長く続けられると、そういう意欲をわき立たせて生活できるだろうと。そういう面から今回の入湖ノ澗も、あ

るいは木ノ浦も、あるいは入道島も確かに古くはなっていましたけれども廃止をしてきたということについては、そういう視点が健常者の皆さんの——いわゆる職員の皆さんの目から見たものであって、私は納得は本当はできませんでしたので何回か質問もしてきました。検討もするという話をされてきましたが、残念ながら今廃止をされました。

ところが、これは市の方針で廃止をするわけですよ。したがって転居しなければならない。確かに市の別の市営住宅に入るわけですがけれども、この転居に当たって引っ越し費用が出ていないという話がされました。たまたま平成20年度の補正予算（第6号）で、入湖ノ澗団地と木ノ浦山団地の解体工事に800万円と97万円の解体工事費、それから補償金として16万8,000円があるのを見つけましたし、決算書でも木の浦山団地の退去者の移転料として17万7,400円ですか、賠償金として46万6,000円、これは支出がされていますけれども、市営住宅の条例等を見てもどこを見てもこういうものがないんです。したがって、私はやはり大がかりな移転が必要な入居者に対してはきちんと補償するような体制をつくるべきではないかと、これが1点であります。

二つ目は、建石団地と松ヶ丘団地の建物は湿気がひどく、天井などにかびが生じるということはずっと前から言われてきました。入居者に対しては灯油ストーブはだめですよと——反射式とかそういうもの。したがってFFにかえてくださいと、こういう要請も市からされているんです。したがって買いかえをしているわけですよ。ところが入居者がいろんな気をつけても、建物の構造そのものが原因でかびます。退去するとき、その修繕のために必ず退去者に対して修繕費の負担を強いているのが現状だというふうにして私も見聞きをしました。6ヵ月も入居しないのに玄関の天井に、廊下の天井にかび生えるのはおかしいじゃないかと。例えば水ぶっかけたり湯ぶっかけたり、あるいは風呂場のあれを開けばなしにしてずっとおいたとか、そういう注意不足や行為が原因でないものについても修繕費の負担を求めることは、これはおかしいだろうと係にも言いました。ところが、今まで全部やっているんで、あなた——あなたっていうかまず一人だけに修繕費を求めないということとはできないという、そういう話だったんですよ。そういう視点で私は政治をやっていただきたいという思いで、修繕費の負担は求めることができないようにする考え方がないか伺いたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、初めに私からは市営住宅についての御質問にお答えをしたいと思います。

入道島団地は昭和50年から52年にかけて、現在3棟がまだ残っておりますが、現在のところ1世帯1名の方が入居されております。建設されて三十数年が経過したこともございまして建物の老朽化が進み、入所者の皆さんにはさまざまな面で御不便をおかけしてきたところでございます。

御質問の移転費用を負担する制度の創設でございますが、公営住宅法では建てかえ事業による移転等については移転料を市が負担するというようになっておりますが、住みかえや転居などによる移転については明文化されていないのが現状でございます。これまでも御指摘のように建てかえ事業や危険住宅などによる退去については、入湖ノ澗団地、木ノ浦団地については移転料を支払っ

てきたところでございます。入道島の団地の入所者の皆さんには完成したばかりの松ヶ丘住宅の内覧会の開催や、老人世帯を考慮し、既設の市営住宅で住みやすい階の空き屋が出た場合などは情報を優先的に提供してきめ細やかに入所者の相談に対応してきたところでございます。

そのようなことから、この春まで入道島住宅には 14 世帯入居しておりましたが、市営住宅松ヶ丘の平成 20 年度棟に 4 世帯、既存の松ヶ丘に 3 世帯、建石団地に 4 世帯が住みかえをしたところであります。また、2 世帯については民間住宅に転居し、先ほど申しあげましたように 1 人残っておりますが、住宅を購入された方が 1 名と —— 1 世帯となっております。

しかしながら、私もはっきり言ってこの質問がなければなかなかわからない部分もございます —— 私としては。そこで、入道島住宅に入居されている皆さんにはどのような説明をされてきたのかというお話を担当係から伺いました。当然ながら、解体時期について明言はしておりません。たまたま今回予算を置いておりますけれども、説明をした段階ではいつそれまであの団地を解体するというふうな形はしておりませんが —— 時期は明言しておりませんが、将来的に解体をする旨の説明をしてきたというふうに伺っておりますので、この団地の移転料と申しますか動産移転に相当する部分については早急に新たな制度をつくりながら、入道島住宅に入居されている皆さんも含めて引っ越しの費用、動産移転の費用について検討を進めていきたいと思っております。

他の質問については教育長、担当部長がお答えします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

●教育長（三浦博君） それでは、私の方から図書館に関する質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、1 番目の宝くじ事業の活用ができないことが判明するまでの経緯についてでございますが、平成 20 年 3 月 27 日に平成 19 年度の第 2 回図書館協議会を開催しております。この中で、にかほ市図書館整備計画案を説明いたしまして、ある程度意見もいただき、次回協議会でその件を集約することといたしました。5 月 9 日には次長と補佐が宝くじ助成事業の件で県の財政課へ出向き、次年度の助成申請は 12 月ごろになる旨を確認しています。同じ年度の 5 月 28 日、平成 20 年度第 1 回図書館協議会を開催しました。図書館整備計画案について協議して、統計データの一部追加、また文言の修正などを行い、計画書として策定することで了承を得ました。このことを受けまして 6 月 6 日までに、にかほ市図書館整備計画を策定し、6 月 20 日には議会議員の皆様初め関係者等に配付しております。その後、随時県へ手続の時期などについて問い合わせをしてきましたが、9 月ごろの問い合わせに対しまして、12 月にならないと新年度の要綱内容が確定しないので 12 月以降に連絡するとの県からの連絡が —— お話がありました。同年の 11 月中旬、申請する事業内容などについて部内で協議をいたしまして、外部内部の改装費、電気機械設備費に書架を加えた事業費を算定し、12 月上旬に県より、とりあえず申請書類を送ってほしいとの指示があつて関係書類を提出しております。ところが 12 月下旬になって県の財政課より、宝くじ協会に確認したところ、今回の図書館整備計画は助成事業の対象にはならないとの連絡があつたことの説明があり

ました。これを受けて県のほうへ、ほかに図書館整備に係る補助対象事業があるかどうかを調査していただきましたが、該当する補助事業はありませんでした。これらのことについて、平成 21 年 3 月議会と 3 月 18 日に開催されました平成 20 年度第 2 回図書館協議会で説明させていただいたというのが大よその経過であります。

次に、図書館整備計画を具体化するための検討はどうなっているんだという御質問でございます。さまざまなことに取り組んで、できることから改善をしているという意識でありますけれども、特に象潟地区の図書館整備については公民館施設の内部改修によって図書室の拡充整備ができないか検討をしているところであります。今年度、象潟公民館の耐震診断を実施しますので、その結果や財政事情も考慮していかなければなりませんけれども、活用できる補助事業の有無なども再度調査をしながら具現化に向けて今後努力してまいりたいと考えております。

次に、図書館協議会審議状況と特徴的な意見はどのようなことがあったかという御質問でございますが、平成 19 年度からということでもありますので順を追って申し上げたいと思います。

平成 19 年度第 1 回図書館協議会と、にかほ市子供読書推進委員会の合同会議というものを開催しております。7 月 17 日でございます。平成 18 年度事業報告、平成 19 年度事業計画、子供読書推進委員会について、子供読書支援センターについての議案を協議しております。会議内容は、子供読書推進委員会、それからにかほ市子供読書支援センターの設立のことが中心でありました。会議終了後には、秋田県立図書館副主幹山崎氏の「読書活動の推進」をテーマとした講話をいただいております。

第 2 回図書館協議会、にかほ市子供読書推進委員会との合同会議を平成 20 年 3 月 27 日に開催し、にかほ市図書館整備計画案について協議を行い、主な意見・要望は次のとおりでありました。象潟公民館図書室、仁賀保勤労青少年ホーム図書室を図書館にして、コピーサービスができるようにしてほしいというもの。設備の整った図書館を建設することも考えてみる必要があるのではないかということ。移動図書館車については、予算が難しい場合はそれにかわる方策も必要ではないか。このような意見が出ておりました。

平成 20 年度第 1 回図書館協議会は 5 月 28 日に開催しております。協議案件は、図書館整備計画案と平成 19 年度事業報告、平成 20 年度事業計画についてでありました。今回の会議は、にかほ市図書館整備計画案を中心に協議され、主な意見・要望等は次のとおりであります。まず、各図書館・図書室は地域の特徴を生かし、資料収集に努めてほしい。図書室を条例改正して図書館にしてほしい。コピーサービスが可能となるという理由が大きいものの要望と認識しております。それから図書館利用者を増加させるためには、もっと学校図書館を充実させること。小中学校の読書推進を図ることが大事であるというふうな意見が出ておりました。ほかに整備計画についていろいろと意見をいただきました。もう少し、にかほ市の図書館とのデータと比較できるようなものにしてほしいというふうなことで統計データの一部の追加を行ったり、文言の修正などの意見も出ましたので、その意見を取り入れていこうということでこの会議を終わっておりますけれども、以上のような意見が出ました。

第 2 回図書館協議会を平成 21 年 3 月 18 日に開催しまして、その案件は、平成 20 年度の事業報

告と平成 21 年度の事業計画でありました。平成 20 年度の事業報告の中で、象潟地域の図書館整備についてこれまでの経緯を説明し、あくまでも中学校区には地域の拠点館として整備していくことを基本にして、まずは象潟地域の公民館図書室の利便性を図っていく方向でこれからも取り組んでいくということを説明しております。主な意見・要望は次のとおりであります。子供読書活動の推進について今後とも継続してほしいということ。各小学校への団体貸し出しをもっと PR して読書の推進を図ってほしい。読み聞かせボランティアの新人向けの研修会を開いてほしいなどがありました。

その後、平成 21 年度第 1 回図書館協議会は平成 21 年 7 月 17 日に行いまして、平成 20 年度の事業報告、平成 21 年度の事業計画について協議いたしました。新しい委員が任命されたために前回の内容に最新の統計情報なども加えての協議内容となっておりますが、再度、平成 20 年度事業報告の中で象潟地域の図書館整備について、これまでの経緯も説明しております。主な意見・要望等は次のとおりです。ぜひ読み書かせボランティアの研修をやってほしい。象潟公民館を分館にしてほしい。小さくても各地域の拠点となるよう利便性を図り、図書館・図書室づくりを目指してほしい。必ずしも大きな図書館だけあればいいとは限らない。それから図書館こびあの駐車場がほしいなどが主なものであります。

次に、購入する図書などの選書の基本的な考えと除籍する図書の活用についてということですが、公共図書館・図書室は竹内議員のお考えのとおり生涯学習の場としての役割を担っておりますし、より多くの市民に図書館を利用していただくよう常に最新の資料を提供できるよう図書整備をしていかなければならないという考え方で、日ごろ努力をしているところであります。

図書は、あらゆる分野にわたっておりますけれども、小説類、それから日常生活または仕事に必要な情報を得るための教養・実用書類、学習するための参考となるもの、知識を得るための哲学、歴史、社会科学、自然科学、技術、産業、芸術、言語に関する図書、それから児童書や郷土資料等、多種多様な種類があるわけですが、基本的な姿勢としては、毎月、各図書館・図書室でそれぞれの館の蔵書バランスを考慮して計画的に予算配分をした上で、利用者のニーズや社会の話題性、各新聞書評欄、新刊案内書、郷土に関する図書、文学賞受賞作品、データの古い図書の更新などの情報を参考にして図書を選択している現状であります。また、学校図書館との連携を強化していきたいという考え方に基づいて、学校図書館にない調べ学習用図書なども選択肢の一つとして毎月検討をしているところであります。

次に、廃棄する図書などをどのように——除籍する図書をどのように活用しているかということですが、こびあの例で言いますと、除籍した図書は毎年、金浦小学校の資源回収に出しております、これが金浦小学校の教育活動の貴重な活動財源になっているというふうなことになっています。また、雑誌類は金浦駅待合室内に自由に閲覧、持ち帰ることができるような形で置いているというふうな状況でございます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

●建設部長（佐々木秀明君） それでは、市営住宅の 2 番目についての質問にお答えいたします。

入居者の不注意や故意が原因でないものについても修繕費の負担を求めることができないのでは

との御質問ですけれども、鉄筋コンクリートづくりの市営住宅については、高気密ゆえに外気との温度差で結露しやすく、また、湿気を呼びやすい環境にあり、入居される皆様には御不便をおかけしているところではございます。この鉄筋コンクリートづくりの市営住宅については、当然耐久、あるいは耐火性というのは万全なんですけれども、高気密ゆえに —— 高気密というのは隙間がないというようなことで、暖房用のストーブにつきましては、反射式ストーブやファンヒーター式ストーブでは結露しやすいということでFF式のストーブの設置をお勧めしているところがございます。当然入居時にもそのことを説明して御理解をお願いしてまいりました。

御質問の退去時の現状回復については、修理、または県営住宅等の事例等も参考にしながら行っておりまして、これらによると、退去時の壁クロス等の張りかえは入居者負担というふうになっております。結露や湿気によるカビについては、換気をよくする、あるいは気がついたときに拭き取りを行う、また、細かな —— 以上のような細かな管理を行ってくだされば防げたものも大分あるというふうに聞いております。カビが発生した場合の補修費用については、入居者負担を基本として考えているところではございます。当然入居者の生活様式の違い、あるいは今申し上げたとおり細かな管理で結露しない入居者というか退去された方でも昨年あたりは2割ぐらいいるというふうにお聞きしておりますけれども、すべてが結露するというものでもないというふうにも聞いております。

なお、この入居者の負担ということで補修費をいただく場合も、当然現場に入居者から立ち会っていただいて、市あるいはその入居者との納得というんですかね、そうした上でこの負担をお願いしているところではございます。今後も入居時の際には、使用の注意等の説明等、十二分に行ってまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

●16番（竹内賢君） 最初に今、建設部長の話について、私は納得いきません。確かにしおり等ではこういうふうにしてあるわけですが、細かな管理を、いわゆる拭き取りとかそういうやつ、お年寄りとかいう人方も、そんなに簡単にできますか。建物そのものの構造からきているんでしょう。あるいは入居する際にですね、全部を写真撮っていますか。そういうこと全然してないでしょう。ですから私の言いたいのは、視点が違うんですよ。冬期 —— 3ヵ月、4ヵ月の冬期を —— 一時期を過ぎればですね、これはカビできるんですよ。これは建石住宅は、もう建てた次の年からすぐ言われているでしょう。そういうところを入居者に、やはり市営住宅に入るってのは、いろんな事情とかそういう例えば家を建てることができないとか、いろんな人がやはり入るわけですよ。そういう人方の視点に立てないんですか。そこがやはり、私はやはり問題なんですよ。これ一点、きちんとこれからの対策も含めて答弁してください。

それから、二つ目の図書館のほうです。去年の9月の定例会の —— で、教育次長は、宝くじ事業の活用については、県に対して2年ぐらい前から行っておりますと。採択の確率は高いと考えております。11月に正式な申請になるので、できるだけ100%になるように努力しますと、こういうふうにしてまず言っているわけですね。それからもう一つ、図書館協議会の中で何回か協議をさ

れている中、これは地域図書館にするっていうこと的前提に立っているわけですけども、分館にすると、それは条例の改正でできるんですね。教育長はこれも同じ——9月の定例会の際に、条例制定について今後教育委員会で審議して制定に向けて取り組んでいくこととしますというふうにして言っているんですよ。一年なりました。そして、教育委員会で図書館の整備について、これまで例えば20年の4月から21年の3月まで13回教育委員会が開かれていますけれども、図書館整備の課題について議題に取り上げて論議されたっていう経過がないんですよ。これは教育委員会の総務課のほうに聞きました。これでは答弁をされた内容と全然違うんですね。その辺について、これまでの答弁と実際の実務と違うことについて、どういうお考え方を持っているか伺いたいと思います。

それから、にかほ市の教育では、これはいただいた冊子ですが、象潟と同じ図書室でも仁賀保勤労青少年ホームの運営の重点として、図書活動の推進が挙げられています。それから、ところが象潟公民館の場合は、ああいう貧弱な状態の中です、図書活動を充実をするっていうことは書いてないんですよ。それから、資料整備の予算を見ても、こびあについては20年度が205万円、仁賀保が80万円、象潟はゼロ、平成21年度、こびあは243万4,000円、仁賀保は80万円、象潟はゼロです。確かに資料を買う際にはいろいろ集まってやっていると思いますけれども、こういうものもあるんですね。したがって、言うこととやることがやはりちょっと違うんですよ。

それから、これは広域事業に対する助成要項、これは宝くじの関係です。これを見ても、私は要綱を見てですね、宝くじの助成が、図書館の整備について当てはまらないとは私は見てないんですよ。したがって、県も市も2年間もやり取りをしてきたということは、私はやはり助成要綱に沿ってやってきたんだらうと。そうすると、例えば宝くじ協会のほうから、これは当てはまらないよと言ってきたって言いますけれども、何やってきたんでしょ。その点がやはり不満です。

それから、教育委員会に関する事務の点検評価報告書あります。これもあの、この間いただいたものですが、これの内容で事務事業評価表がありますね。この中で象潟図書館整備事業ってあります。これ、事業の目的は、象潟地域に地域図書館として規模を拡大した施設に整備するってあるわけですよ。秋田県の図書館の、これは毎年度出している図書館協議会って——図書館のあれを見ますと、にかほ市のこびあの図書館は床面積が840平米、それからにかほ市の勤労青少年ホーム、これはあの全部のやつだと思うんですけども2,969平米、これは図書館だけの、図書室だけの分にするとかかなりまだ、それでもやはりかなり大きいんですね。ところが象潟は何ぼですか。76平米なんですよ。先ほど図書運営協議会での協議の内容で、必ずしも大きくなくともという、それはいいです。必ずしも大きくないというのはいいんですけども、じゃあここ象潟地区は1万二千数百人で、どのくらいの規模がいいのかというのは出てくるわけですね。今の公民館を、例えば広くしないでいいですよ。今の状態の中だけで象潟地区の市民の皆さんが一定の満足を得るような施設ができますか。その辺やはりきちんと考えていただかないと私はおかしいと思うんですよ。以上まず2回目。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

●建設部長（佐々木秀明君） 最初にお答えしたとおり、同じ住宅の中でも結露、してない部屋も

あるというお話しなんですけれども、そういうこともあって基本という形では入居者の費用負担としているのが現状です。ただ、今、竹内議員がおっしゃるとおり、その高齢者等が入っているのだということの入居者の本当、視点に立つと、非常に厳しい部分もあるのかなと思いますので、それらに関してはちょっと、早急に検討させていただきたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

●教育長（三浦博君） まず2回の答弁から、いろいろとその我々の報告から、それから教育委員会で一度も議題として——ないということのお話がありました。それから、宝くじの活用について、2年も前から取り組んでいるという前次長のお話もありました。確かにそのように県といろいろ協議をしてまいりました。毎年、要綱は少しずつ変わるんだろうと思いますが、図書館は該当外であるという記述は今年度の要綱にも載っておりません。したがって、県のほうでも十分活用できるものという考え方で我々と協議をしていただいたものと認識をしております。

ただし、最近の宝くじの活用の状況を見てみますと、1ヵ所に集中して多くのお金を支援するというふうな形でなくて、1,000万円単位であるとか、その程度の金額で広く活用していただくという方向性があります。そういう方向性もあって、我々の試算では9,000万円ほどの見積りを申請したわけですが、そういうことももしかして関係あったのかなというふうに思っております。図書館については行政として建設をしてもらいたいというふうな意見もついてあったと伺っております。

それから、その——教育委員会で協議したという答弁を我々はないはずであります。議題に上げて協議したということは、確かにございません。ただし、機会あるごとに、例えば今回のその計画書の件についても、議題としては取り扱っておりませんが、内容の説明、それから教育委員からの意見があった場合、意見をもらったりというふうなことで、何回か話題に上げて情報交換はしているということでありまして、確かに議事録には載っておりません。でも、議事以外でいろいろ情報交換はしているということでありまして。

それから、分館、図書室を館にするということでありまして。確かに我々も条例改正だけでできるということはありませんので、やろうかなという考えもありました。でも、名前だけ館で、館の内容的に、まだ館としての充実を図らなければならない点が多々ありますから、名前だけの館にして、果たして我々の理念にかなうのかというふうなことになるかと、そうではない。やはり、館として、しっかりとして、館としての——働きができるものでなければ、やはりただ名前だけ館にしてもどうしようもないのではないかと。まずは室としてさらに充実を図りながら、館とする人間的な配置も必要になりますので、そういうこともありますし、なかなか難しい面もありますけれども、もう少し時間をいただきながら、一歩ずつでもいいですからさらに充実をしていきながら館に、これなら館としても恥ずかしくないというような状況になった時点で改めて考えていきたいなというふうに思っているところであります。

●議長（竹内睦夫君） 質問の途中ですけれども、間もなく12時を迎えますが、このまま一般質問を続行します。

はい、教育長、どうぞ。

●教育長（三浦博君） それから、私は先ほどの答弁で規模を拡大するために象潟公民館を内部改装をして、蔵書スペースとか閲覧スペースの拡充を図って、もう少し——もう少しというか、床面積を広げた形で図書室を充実させたいということを申し上げました。その考え方で今検討をしております。ただし、先ほど申し上げましたように、耐震診断を今行います。その結果でそのほかの改修も必要になる可能性もありますし、全体的な改修計画を組まなければならない可能性も残されておりますので、その結果を見て、今後より詰めた検討をしていって、予算の関係もありますけれども充実を図っていきたいと思っておりますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

あと、象潟の——その金額を申し述べられましたけれども、これは何の金額でしょうか。予算書。

【16番（竹内賢君）「予算書」と呼ぶ】

●議長（竹内睦夫君） 座ったままやり取りしないでください。

●教育長（三浦博君） すいません、私。もうちょっと詳しくお聞かせ願えればと思います。資料も持ってきてないんですけども。

●議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

●16番（竹内賢君） 一つ、建設部長のほう、行政用語で「検討をする」というふうにしていて今まで検討してですね、いい結果を得たためしがありません。入道島団地についても1棟ぐらい残して利便性の高いところですから、あそこに高齢者の皆さんをおいて少し改装してですね、そしてそこから駅とか医者とか日用品とか食料品を買える場所に何とかと、そういう話をした、検討すると最後に言いましたね、前の建設部長が。ところが、どういう検討したかわかりませんが、簡単に計画どおりやられているわけですよ。ですから、検討をするというのは、どの程度の検討なんですか。これ一つ伺いたいと思います。特にお年寄りの人方、天井なんか拭けませんよ。例えば毎日拭いても、これ大変なんですよ。簡単にできるような内容でないですね。廊下の天井とか。そういうものについて、皆さん方の視点で考えるんじゃないで、やはり特別に水をぶっかけたり、湯をぶっかけたり、あるいはしてはならないことをやったりというようなのでなければ、これはやはり私は修繕費を取るべきでないと思います。例えば一般のアパートとかそういう借りる場合も、ずっと何十年も借りていた場合は、それはそういうやつあまり取らないですよ。じゃないですか。敷金から差し引く場合も。そういうこともきちんとやはり考えてやっていくと。やはり前向きの検討というのだったら私はわかります。

それから、図書館の方です。今の教育長の答弁の中で、象潟公民館の中を、いわゆるどこをどういうふうにしてやるかわかりませんが、今例えば談話室なんかありますね。そういうところも広めて、あるいは資料室っていうかいろんな印刷機とかそういったそういうやつも含めて、全体を見渡して、そしてやるものか。その場合に1人当たりの——図書館整備計画の場合は、このぐらいの地域住民の場合はこのぐらい必要ですよというのがありますね。したがって、そういうのに基づいていった場合に、今の公民館で十分、例えば十分でなくとも7割から8割、ちゃんと談話室とか、あるいは閲覧室とか、それから閉館がどこかとか、そういう書庫の配置の関係とか、それから今の——人員配置も含めてですけども、そういうふうにしてきちんとした計画をやはり立

てていくということは、耐震だけではなくてね、事前にやはりそういうふうにしてつくっていくことが、計画がつくられて、図書館協議会とか、あるいは教育委員会とか、そういうふうにしてできるんでしょうか。その辺について伺いたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

●教育長（三浦博君） 我々としても何案か——いろいろここ、ここがいいか、こっちのほうがいいか、それから面積も今先ほどおっしゃってありました 76 平米からできるだけこれ以上、できれば倍近い面積になればいいなというあれがあるんですけども、その耐力壁と間仕切り壁、耐力壁はどうしようもない、ぶち抜かれないんですけども、間仕切り壁はぶち抜くことができるのではないかなと、そういうこともぶち抜くことができる壁なんかいろいろ設計屋さんからも情報は得て、調べてもらってはいますけれども、まずその——今よりはスペースを確保したいということでありまして、とにかく耐震診断が終わってみないと、我々もどのような改造計画を立てたらいいかというのはわからないものですから、その結果を見て、もう少し詰めていかなければならないので、今の段階ではどうのこうのと言える段階にはなっていないというのが現状です。もう少し時間をいただきたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

●建設部長（佐々木秀明君） 最初に入道島の検討という話なんですけれども、入道島を残すというようなことは言ってないと思います。いずれ老朽化が進んで整備のしようもないから解体はしなきゃならないと。ただ、昨年、住宅のマスタープランを終えて、今現在このストック活用等いろいろなアンケートを取ったり調査していますと、その中で、今後その住宅の必要性という、過不足というところの結果が出た場合、竹内議員も言うとおりの、本当に場所的には非常にいい場所なんですから、そこへ対する、そのもし不足であればそういう住宅の一つの検討というのもしなきゃならないだろうという意味での恐らく検討という言葉を使ったと思います。あくまでも残すとかというものの回答はしてないかと思えます。

あとそれと、そのカビ——当然言うとおりの高齢者の皆さん、入っている方を考えると、天井に届くかと言われると当然そうですね、届くような——できないし、掃除っていうのは当然できないかなと思います。ただ、担当としてみれば、中には、言い方悪いんですけども、故意、あるいは管理の不行き届きというんですかね、そういう——きめ細かい管理もしないままで、その壁がいいよと、もし言った場合ですよ、それはあともう、管理はしたんだけどカビたというようなことが非常に危険だというようなことで、あくまでもこの費用負担については基本ですというようなことで、当然その現場に立ち会っているような事情も当然聞いているかと思えます。ただ、そういった高齢者の立場云々という部分では、私もちょっと不足な、足りない部分もあるかと思えますので、当然早急に前向きにですね検討をしたいと思えます。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 時間が迫っておりますので、質問を簡潔にしてください。はい、16 番竹内賢議員。

●16 番（竹内賢君） 教育長に対してです。図書館の規模基準という、いわゆるこのにかほ市図書館整備計画ありますね。この 8 ページですが、図書館の規模基準とあります。地域図書館の場合

は9平米以上、それから蔵書が4万5,000冊以上、専任職員数が4人以上、それから図書館分室の場合は延べ床面積が200平米以上、それから蔵書数が3万冊以上、それから専任職員数が2人以上と、これはあくまでも何ていうか目的で、25年とかそういうやつに向かってやっていくってわかりますけれども、今たまたま象潟公民館の図書室を広げたいと、いわゆる耐震診断をやりながらということですから、この少なくともですよ、例えば今の仁賀保のというか金浦の場合はあれですね、さっき言いました——金浦の場合も、この方針からいうとまだやはり足りないことわかりますけれども、それでも象潟の場合は今76平米なんですよ。これを倍以上にしなければ、さっき教育長は倍って言いましたけれども、まず2.5倍ぐらいしないと、また何回やります、何回やるってできませんのでね、せつかく公民館を今、耐震診断をやって図書室を広げたいという話でしたから、これをできるようなそういう計画ができるんでしょうか。見通しとして、まず一つ。

それからさっきあの——。

●議長（竹内睦夫君） 時間が迫っておりますので簡潔にしてください。

●16番（竹内賢君） はい。80万って言いました。これは秋田県の図書館の、これのあれです、資料費の予算額というふうにして見てる。20年、ずっとここ10年ぐらい県からもらっているわけですけれども、それによりますとちゃんとついてるわけですよ。象潟のところだけは資料予算額がゼロとついているんです。これは県からの求めに応じてこっちから報告した内容になっているわけですね。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

●教育長（三浦博君） 今の資料の件は、申しわけございませんが、私はそれに答えるだけの情報を持っておりませんので、後ほど担当課に聞きましてお知らせをすることによって御勘弁いただきたいと思えます。

あと、スペースの件です。2.5倍とれるようなスペースは今の公民館では無理だと思います。それから、やはり構造上の問題もありますので、ここに限定してこのぐらいということも言えないわけですが、我々としては、なるべく今の2倍近いスペースをとりたいという、今のところの希望です。

●議長（竹内睦夫君） これで16番竹内賢議員の一般質問を終わります。

●16番（竹内賢君） 市長に対して言いたいと思えます。

図書館の問題についてです。私は日本図書館協会の地方議員の図書館づくりの研修会に参加しています。

●議長（竹内睦夫君） 竹内賢議員、時間を超過しておりますので、そこで終わってください。

●16番（竹内賢君） 市長の意思が図書館づくりのポイントだと言われてますから、市長も心してやはり私は理念を高くして図書館づくりに精を出していただきたいということを申し上げたいと思えます。終わります。

●議長（竹内睦夫君） 昼食のため、午後1時20分まで休憩します。

午後12時12分 休憩

午後 1 時 20 分 再 開

●議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行します。

次に、8 番小川正文議員の一般質問を許します。8 番小川正文議員。

【8 番（小川正文君）登壇】

●8 番（小川正文君） まず最初に、私の質問書の内容で誤字がございました。ガス事業についての途中でありますけれども、「見通し」の「み」が「身」になっております。それから、2 行目にありますけれども、「今回の」、「の」となっておりますけれども、これを「農地法改正により」と改めてくださるようお願いいたします。

それでは、通告しておりました通告書に従いまして質問してまいります。

最初に、にかほ市行財政改革大綱、にかほ市集中改革プランについてであります。

最初に、自治基本条例についてであります。

協働のまちづくりの実現に向けて、さきの 6 月議会においてこの条例が可決決定されております。今までにない方法で、住民みずから策定に携わることによってつくられた条例であります。これは平成 17 年度から目標を立てておりますし、地方分権と言われるこの時期に、これからにかほ市の発展にも大いに寄与するものと思います。そこで、市長に伺います。この条例に対して行政のトップとして、市長の思い、決意についてお聞きをいたします。

また、この基本条例は委員会、本会議等にかほ市の行政運営上の最高規範として位置づけられているという説明がありました。行政を主導していくのは市長であります。直接行政運営に携わり、実現、実行していくのは職員の皆さん方です。職員を代表して総務部長に、この条例に対し、市民の意気込み、思いについて伺いをいたします。

次に、職員の定員の適正化計画についてであります。

当初の計画によりますと、平成 27 年度までの適正化計画が出ております。現在のところ、予定より多くの退職者が出ておりますけれども、計画の見直しの資料を見ますと、職員の人員は県内の類似団体の状況を勘案しながら調整していくというふうになっております。現時点で市として職員の適正な人員は幾らと考えているのか、また、二つ目は、行政改革大綱によりますと退職者の 3 分の 1 の採用となっておりますけれども、これにより職員の市民サービスへの影響はどのように考えているのか。それから、臨時職員の動向についてでありますけれども、合併時に比べて現在の臨時職員はふえておりますか、それとも減少しておりますか。今後、職員の削減により臨時職員はふえていくのかどうか伺います。

次に、民間委託、ガス事業の民営化について伺います。

民間委託による事務事業量の削減という項目があります。今回の改訂版においても計画されておりますけれども、具体的なものは検討を実施するということになっておりますが、実施中の内容について伺います。

また、子ども科学館、白瀬記念館についてでありますけれども、どちらにもかほ市を代表する建

物でありますし、科学館であり記念館であります。これを将来的にNPOなどに民間委託を含めて検討をされてきたことがあるのかなのか、この点について伺いをいたします。

次に、ガス事業についてでありますけれども、ガス事業については昨日、一昨日の説明で大体わかりましたけれども、要点だけ質問させていただきます。

一つは、液化天然ガスの今後の見通しについてであります。

日本のエネルギーの海外依存度は99%、自給率は1%であります。熱変事業も終わり、現在は価格が安定しているようでありますけれども、平成20年度の決算では天然ガスの購入費が大幅に増加をしております。このことが経営を圧迫しているように見受けられますが、この天然ガスの今後の見通しについて伺います。

次に、ガス管の入れ替え工事でありますけれども、32年度まで経年管の入れ替え工事が行うことになっているようであります。この工事内容について伺います。

次に、にかほ市公営企業運営審議会についてであります。

ガス事業を公営で行うことの必要性と方向性を明確にするということで、にかほ市公営企業運営審議会が設置されました。現在の進捗状況について伺います。

次に、財政についてであります。

去年からことしにかけてリーマンショックによる金融不安が全世界的に大不況をもたらしました。この地域もその影響を受けまして、歳入面で大きな打撃を受けております。市地域経済、住民の生活に大きな影響を与えることになり、出口の見えない状態であります。このことは来年度予算にも大きな影響を与えるものと思います。それに少子化、労働者人口の減少、交付税においては合併後10年を過ぎますと5年間で段階的に交付税が削減されていくようになっております。また、公会計制度の導入で一層の財政の健全化が求められております。そういう中でよく言われる持続可能な行政運営をしていく上には、財源の確保をどのように、どこに求めていくのか、ただ行政改革を行い、行政を縮小していくことで財源が確保できるのか、その点について伺います。また、来年度から始まるであろうと思われ行政改革大綱、それから改革プランの考え方について伺いをいたします。

次に、農業について伺います。

一つ目は、農地法の改正についてであります。

ことしの6月に農地法の改正案が可決され、6ヵ月以内に施行されるということになっております。今回の改正により、農地制度の目的が所有から利用に転換され、所有者主義から利用者主義に大きく変わってきています。また、一般の企業の農業への参入も盛り込まれ、参入が容易になり、農地の賃貸借期間も20年であったものが最大で50年と大幅に延長されることになっております。このことは効率がよい優良農地は企業に貸し出され占有される恐れがあるとともに、今まではぐくまれてきた地域の伝統的な農業形態が失われ、今でも後継者不足に悩む地域に集落が崩壊してしまうのではないかと考えます。

そこで伺いますが、今回の農地法の改正により、地域の農業者の利用集積、経営規模の拡大、集落営農等にどのような影響を及ぼすと考えているのか伺いをいたします。

また、耕作放棄地についてでありますけれども、現在、耕作が行われず遊休化している農地は増加の一途をたどっており、その面積は東京都の 1.5 倍に相当する 34 万ヘクタールと言われております。この耕作放棄地の発生防止や解消に向け、今までさまざまな取り組みを行ってきたようにありますけれども、依然として増大の歯止めがかからず、各地域の農業、環境等に支障を及ぼすようになってきています。今回の改正により、今までにないような踏み込んだ取り組みを行うようになりますが、市の体制を含めて今後の取り組み方について伺います。

二つ目は、にかほ市就農促進対策事業についてであります。

ことしから新規に設けられた制度で、雇用の創出、農業の新たな担い手の確保、また、新たに農業へ取り組みたい方や研修生や就農者の受け皿となり、規模拡大や多角化を図りたい受け入れ農家に市が独自に支援をする制度になっていますが、この現状について伺います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、小川議員の質問にお答えをいたします。

初めに、自治基本条例についてでございます。

この自治基本条例の制定については、平成 17 年、私が市長選挙に立候補をするに当たり、市民との協働の中で夢のある豊かで元気なまちを実現するために選挙公約、約束の中でも掲げた項目でございます。

市政の主役である市民が市政にどのようにかわりを持ち、市民の意見をどのように吸い上げ、また市はこれを市政に反映させるためにどのような役割があるかといった、市民と行政との協働をどのように実行していくか、いわば市政運営の骨格となる条例が必要であると考えまして策定に取り組んだものであります。

また、策定に当たっては、市民の皆さんが主体となって、かつ市民の視点による条例となるように策定委員会に諮問をしたものでございます。白紙の状態で諮問をしたということになります。

御承知のようにその後、2 年間 25 回にわたりまして検討をいただき、答申された条例の素案は、自治の仕組みや基本理念を具体化した、まさに市の骨格となる市民が策定した条例であると確信をしているところであります。この条例の目的は、市政運営に携わる市民、市議会、市などがそれぞれの役割を担い、すべての市民が将来にわたり夢と希望を持って安心して幸せに暮らすことのできる地域社会の実現であります。そのためにも行政としての役割をしっかりと果たし、市民の皆さんに市への、市政への関心を持っていただけるよう、職員ともども実効性を確保するために引き続き具体的な仕組みや制度を構築していかなければならないと考えております。

現在、新しい取り組みといたしましては、一層開かれた市政を行うために、私と市民が語り合う市長面会日や市民の要請により担当分野の職員が講師として出向き、行政のさまざまな制度や市の事業、施策などについて説明し、市政に対して関心と理解を深めていただくために出前講座を実施しております。これらも含め、市民のまちづくりに参加する権利を尊重しながら、市政の参画機会をさらに拡充し、これまで以上に市政への関心を持っていただけるよう市でも積極的に情報の提供を行う機会をつくり、市民と情報の共有に努めながら、同じ目的で同じ考え方で協働のまちづくり

を進めていきたいものだと、そのように考えているところであります。

次に、職員の定員適正化計画についてでございます。

にかほ市の定員適正化計画では、消防職員を除く一般職については、退職者の3分の1程度の新採用としており、事務事業に応じた適正な職員とすることとしております。

適正な定員については、国で策定しております定員のモデルや類似団体の職員数などを参考にしながら、行政改革の推進を基本として組織機構の簡素、合理化、民間委託等の活用、並びに地方分権や高齢化などによる行政需要の増大を総合的に勘案して職員数を算出する必要があるとございます。このようなことから、今年度新たに行政改革推進室を設け、現在、組織機構に関することや民間委託等の活用について検討をしているところであります。これらを踏まえて新たな数値目標を作成しながら取り組んでいきたいと思っております。

参考までに、20年度で類似団体と比較すると、消防職員を除いた一般会計においては類似団体が265人に対しまして、にかほ市は260人となっております。これは御承知のように一般会計でございますので、企業会計等の職員は除かれることになります。

次に、職員数の減による市民サービスへの対応については、事務事業の効率化や職員の適材適所への配置、一部民間委託、指定管理者制度の活用などを行いながら市民サービスの向上につなげてまいりたいと思っております。

また、臨時職員の業務の中で民間委託が可能なものについては、再度見直しを行いながら臨時職員のあり方についても行政改革推進室において、今、検討を進めているところでございます。

施設等の民間委託については、18年度に行政改革大綱を策定する際、21年度までの間に各施設について現状維持、廃止、民間移譲、指定管理者へ移行、一部業務委託の5項目によって目標値を設定いたしました。この計画については、昨年1月にその施設を管理する担当部局と当時の行政改革を担当する部局で、この施設の管理に関する検討会を開催して協議をして、個々の施設に対してどのような運営方法が住民のニーズとコストのバランスが最もうまく合うか検討をしてみいました。検討された施設は、老人憩いの家など福祉施設、農業改善センターなどの農業関連施設、児童館などで、全部で22施設あります。その検討により、現状の使用状態に即し、地域に根差している施設については指定管理者制度よりは無償譲渡のほうが妥当であろうという結論に達したところであります。現在はそれに伴い、当該団体など地域とのコンセンサスが得られるように話し合いを進めてまいりましたが、地域等からはさまざまな御意見がありますので、こうした御意見に対してさらに理解が得られるような内容を検討してまいりたいと思っております。

また、22年度から26年度に至る第二次行政改革大綱を策定するに当たりまして、フェライト子ども科学館、白瀬南極探検隊記念館のみならず、現在、各施設の管理運営の方法については、さらに検討を進めております。職員数の削減を進めていく中で市職員を配置しながら市直営がよいのか、あるいは民間のノウハウの活用による指定管理者制度の導入などが時代に即した施設の管理運営方法に適宜変更していくのか、各施設の今後の方向性を示さなければならない時期にきていると、そのように考えております。

次に、財政についてであります。

財源の問題については、これまでも何度かお話ししておりますが、自主財源比率が3割程度の本市にあっては、現在のような政治経済が混迷する中で中・長期的な財政見通しを立てることは大変難しい状況であります。そのようなことから、その都度、国・県の新たな方針、情報を踏まえながら財政計画の見直しを行い、身の丈に合った財政運営に取り組んでいく必要がございます。今回の国の経済対策は、雇用情勢が大変厳しい本市においては、一時的なものとはなりますけれども対策は大きな支えでございました。しかしながら、今後こうした国の財政支援は、国の財政再建という形で地方自治体の歳入環境への影響は必至であるのではないかなど、そのように考えます。また、政権が変わって、午前中質問された議員にもちょっとお答えしておりますが、地方を取り巻く財政環境、どのように変わっていくのか大変心配もされます。例えば、子育て支援、中学校まで2万6,000円の1年間31万2,000円、民主党さんは約束しているわけですが、例えば児童手当にかわるようなものだとすれば、今、市では児童手当に対して4分の1負担しているわけです。これも同じような形で地方に求められるような形になれば、今の五、六倍の負担をしなければなりません。そういう形で、これからの政権の地方に対する財政のあり方、こうしたことがどうなっていくのか、よく見きわめをしていかなければならないと思います。したがって、これと平行に、これまで以上に税や税収外収入の収入強化、あるいは市有地等の未利用地の売却など、自主財源の確保を図っていかなければなりません。やはり何よりも大切なのは産業振興をやって雇用の拡大につなげて、そして税収につなげていくことが最も大切だと思っております。このことについては、だれが行政の責任者になろうとも、一生懸命取り組まなければならない課題だと思っております。

また、歳入についても予定されている事業の整備規模や内容の適正化を図るなど、可能な限り将来負担の軽減に努めることが必要であります。そのようなことから、今年度改定されるにかほ市行財政改革大綱に基づき、経常的行政経費の削減や事務の効率化を進め、また、一般財源の掘り起こしに取り組み、健全財政を確保しながら市民サービスの維持、充実に努めて市民の期待にこたえられる市政運営に取り組んでいきたいものだと、そのように考えているところであります。

次に、来年度から始まる大綱改革プランについてであります。

18年度に制定された行政改革大綱は、国の指導により全国的な制定を義務づけられたものであります。同年に定められた簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律では、地方自治体の職員数の純減も盛り込まれており、国主体の要素の強いものでございました。

今般、にかほ市で定めようとしておる第二次行政改革大綱は、方針は前回のものを遵守しながらも、さらに踏み込んだものにしたいと考えております。ただ、改革はコストカットを追求するだけでは私は改革ではないと思っております。参画と協働のまちづくりの実現に向けた住民サービス、あるいはサービスの質を維持しながらも、同じ経費でサービスの向上を図れないかも改革の大きな要素ではないかと、そのように考えております。

また、市民ニーズを拾い上げ、市民と行政がそれぞれの役割を担いながら、市民の満足度を高めていかなければなりませんので、現在、行政改革プロジェクトチームで検討を行っているところであります。

次に、農地法の改正についてであります。

今回の農地法の改正は、従来の耕作者みずからの所有から効率的な農地利用の促進に法律の目的が見直されまして、農業法人による農地の取得、あるいは一般法人による農地の借り入れが可能となりました。これは農地を貸しやすく、そして借りやすくして、農地を最大限に利用とするものがあります。ただし、新たに周辺の農地利用に影響を与えないことの要件が追加されまして、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがある場合は、農業委員会は許可をしないというふうな内容となっております。これにより、地域における農業の取り組みを阻害するような権利取得を排除できるものだと、そのように考えております。

当市における農地の集積状況は、仁賀保地区で出し手が389戸、受け手が230戸、面積が296ヘクタール、金浦地区では出し手が192戸、受け手が114戸、面積が124ヘクタール、象潟地区では出し手が494戸、受け手が225戸で、面積が450ヘクタールで、市全体では出し手が1,075戸、受け手が569戸、面積で871ヘクタールとなり、受け手1戸当たり平均では1.53ヘクタールとなっております。また、期間は5年ないし10年が大半となっております。

当市の農業の担い手である認定農業者は、現在292名で、経営面積は1,671ヘクタール、集落営農組織が931ヘクタールと、担い手への集積は市内農地の約66%に達し、農地面積の7ないし8割程度が担い手に集積するという望ましい姿に近づいており、法人による農業参入にも対応できるものと思っております。

なお、改正農地法は平成21年6月24日に公布され、6ヵ月以内に施行されますが、まだ国のほうから省令等の詳細は示されておられませんので、明らかになり次第に農家の皆さんなりに周知してまいりたいと思っております。

遊休農地や耕作放棄地の解消については、食糧自給力の向上はもちろんでございますが、国土保全、水源涵養等の農地が持つ多面的機能の発揮の観点からも大きな課題となっております。市では、耕作放棄地の発生要因や荒廃状況、権利関係、周辺農業者、その他引受手となる利用調整などで解消に努めるために、その事業の実施主体となるにかほ市耕作放棄地対策協議会を8月に設立しております。耕作放棄地再生利用では、引き受け手をどのようにするのが最大のポイントとなりますが、市としては放棄地の隣接耕作者や地域内の組織などを第一受け手として調整を図ってまいりたいと思っております。

次に、にかほ市就農促進対策事業についてでございます。

この事業についてでございますが、第二次産業における離職者の就労が大きな課題になっている一方、本市農業においては農業従事者の高齢化を背景に、意欲ある担い手をどう確保して育成していくかが大きな課題ではございます。このため21年度に新たに、にかほ市就農促進対策事業を創設し、熱意を持って農業に取り組もうとする方や農業研修の受入先となる農家、雇用の受け皿となり得る組織など、多角的な面から支援を行うこととしております。

本事業のメニューの一つでございますが、地域内農業技術研修事業は新たに農業に取り組もうとする方に対し、市内の指導的農家や組織が研修受入先となり、必要な知識や技術を習得するまでの一定期間、現地研修を行うもので、研修者受け入れ農家等の双方に対して一定の支援を行う内容と

なっております。

また、農業新規就業者受け入れ事業については、農業法人や集落営農組織等が離職者等を正規雇用した場合、一定額の支援を行うなど雇用の確保と就農促進に結びつけるための事業でございます。そのほかにも秋田県が県の農業試験場で行う長期研修であるフロンティア農業者研修や新規就農時に必要な園芸用パイプハウス等の導入に必要な経費を支援する就農支援施設導入事業などにかほ市の就農促進対策事業のメニューとして位置づけております。このような事業については、市の広報や市内農家向けのパンフレットなどで周知や推進を図っているところでございますが、これまで若干の相談事例はあるものの、農業自体も所得確保が大変厳しいことや集落営農組織などが就農者を雇用するまでには醸成されていないこともあり、現在のところ本事業の活用は、フロンティア農業者研修への参加者1件のみとなっております。御承知のようにこのフロンティア農業研修については2年間、農業——県の施設で研修を受けますが、市内からは1の方が花き、花を勉強しようということで今研修を受けております。この方に対しては、県と市が月々協調をして7万5,000円を支援しながら研修を受けているところでございます。研修期間は2年間になります。この方が1名おります。そのほかには国の緊急経済対策の一環として、新たに新規就農者向けの事業が創設されたことによりまして、パイプハウス200坪を導入し、花き栽培に取り組もうとする新規就農者が1名おります。しかしながら、市で創設した事業等については活用を行っておりません。

農業における担い手の確保は、本市農業の維持、発展の最も重要な課題でございますので、今後ともあらゆる手だてを講じながら対策に講じてまいりたいと思いますので、議員各位におかれましても、こうしたことが実効性があるのではないかなという御提言がありましたら、ひとつお願いを申し上げたいと思います。

他の質問については、企業管理者、総務部長がお答えをいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 自治基本条例に対する職員の意気込みと意気について述べたいと思います。

この自治基本条例は、市政運営の基本となる条例であります。したがって、私たち職員がパブリックコメントによる市民の意見でも強く求められております職員の共通理解と意識改革が重要であると考えております。このため、この条例にある趣旨や目的、そして市民が市政の主役として、市民と行政が協働し、まちづくりを進めていくための仕組みであるとの認識を持って、職員は常に市民全体の奉仕者であること、公正公平な市政運営でなければならないことなどを強く自覚し、住民福祉向上に努めなければならないことを改めて認識しております。

また、国・県からの地方分権や権限移譲がより推進され、これまで以上に自主自立を図っていかねばならなくなってきております。そのためには職員個々が能力の向上を図り、独自の発想など意識改革を図る必要があります。このため、今年度は自治基本条例にも規定しておりますが、行政評価システムの構築に向け、今月に全職員を対象とした行政評価研修会を実施することとしております。

さらに、私たち職員は既成概念にとらわれることなく、にかほ市の基本理念であります「夢ある

まち、豊かなまち、元気なまち」を目指し、市民はもとより地域自治組織や事業者、各種団体、NPO等の市民団体との協働のまちづくりを推進し、にかほ市の発展のために日々努力することに、私を初め職員に徹底してまいりたいと考えております。以上でございます。

次に、臨時職員の増減についての御質問でございますけれども、合併時においては臨時職員は144名おりましたが、平成21年度におきましては緊急雇用分を除きまして188名となっております。この多くなった要因としては、小・中学校における生活サポート支援補助員の25名、また、公園施設管理業務等を労務管理の面から個人との委託契約から直接雇用の臨時職員に切りかえたことによるものが大きな要因でございます。この臨時職員が27名あります。

今後につきましては、一般行政職員の退職に伴う減については臨時職員の採用は予定しておりません。

なお、現業職員の退職に伴う減については、外部委託も検討しておりますが、業種によっては臨時職員で対応せざるを得ないものがありますので、若干の増はあると今考えているところでございます。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、企業管理者。

●企業管理者（佐々木勝利君） それでは小川議員にお答えをいたします。

1点目の液化天然ガスの今後の見通しと需要開拓についてお答えいたします。

本市では、熱量変更事業の実施に伴い、13Aガスを製造するため平成18年6月に黒川に製造所を建設し、その原料としてLNG（液化天然ガス）を使用しております。産地はマレーシア産で、石油資源開発株式会社より新潟税関経由で購入をしております。現在取り交わしております石油資源開発株式会社との売買契約は、財務省の貿易統計数値に基づき、前々四半期、4ないし6ヵ月前、新潟通関、マレーシア1トン当たりの価格に一般民生向けとして国内経費2万6,000円をプラスしたもの、また、大口需要向けとして国内経費2万1,000円をプラスしたもので契約をしております。

LNG価格の動向でございますが、平成18年6月の稼働当初は3万8,000円でしたが、1年後の平成19年6月には4万7,400円、2年後の平成20年6月には6万1,400円と上昇し、平成20年11月には最高額の10万2,500円と稼働当初の3倍近い価格を記録しております。このことについては、原油などと同様に先物取引的要素にあり、リーマンショック以降の投資操作によるものと推察されております。

現在、平成21年6月では4万700円となり、ようやく購入当初の水準に近づきつつあり、今後は若干の値下がり傾向は見込まれますが、原油価格の変動に追従をする傾向にあり、現在、ガソリン価格はじわじわと上がってきているため、まだまだ予断を許さない状況にあります。

これら購入LNGの価格変動に対しましては、あまりにも想定外に企業経営に与える影響が大きいため、非公式ではありますが、現在、購入元である石油資源開発株式会社とさまざまな視点から協議を重ねているところであります。

次に、需要開拓についてお答えをいたします。

小口需要については、宅地開発業者、建設業者等に都市ガスの営業活動を行っているところです

が、他燃料との競合、オール電化住宅の復旧に伴い、年々家事用の需要は減少傾向にあります。来年4月開校の仁賀保中学校などの新規需要も見込まれております。

一方、大口需要については、平成19年度の2件に引き続き、TDK秋田工場及び金浦TDKと協議を重ねており、3ヵ年、7ヵ年計画でのLPGからLNGへの切りかえ計画が提示されておりますが、未曾有の経済不況等の影響によりまして、企業サイドにおいても計画変更を余儀なくされて流動的になっております。

また、当地域の工場群における今後の大口需要を想定しますと、現在の五、六倍の販売量が見込まれ、需要開拓と平行して原料の新たな調達も課題となってきます。将来の需要増に対応するため、施設としては平成19年度と平成20年度に製造能力を3倍に増強していることから、ある程度の新規需要に対応できる体制はできていると考えており、企業の業績回復を期待するとともに新たな需要開拓に傾注しているところであります。

都市ガス業界における近年の技術革新を見ても、お客さまの立場に立ったエネルギー利用提案もさまざま出てきており、技術的には目を見張るものがあります。これがまだまだお客さまに浸透をしていないところがありますので、ガスによる環境にやさしく経済的で快適、便利、安全な暮らしを実現できる商品の一層の普及と利用促進に取り組んでいかなければならないと考えております。これからは他エネルギーとの共存を考え、それぞれの使い勝手のいいところはさらに伸ばすとともに、双方のよいところを取り入れた複合エネルギーとしての利活用を提案していきたいと考えております。

次に、今後のガス管入れかえ工事についてお答えいたします。

昭和50年代以前に埋設されたガス導管については、近年、ガス漏れ等による重大な事故が発生しているため、国及びガス協会等の関連機関より早期の対策が求められております。このため、ガスの供給段階における導管からのガス漏えい等によるガス事故を低減させるため、平成32年度までに対象導管の入れかえを行うこととしております。

更新を必要とする経年管は、平成20年度末で市内に2万8,600メートルありますが、メートル当たりの入れかえ費用を仮に3万円としますと8億5,800万円相当の多額の費用が必要のため、事業経営を圧迫しないよう、低量的な設備投資に努めるとともに公共下水道事業、上水道工事、道路改良との同時施行により、さらなるコスト縮減を図っているところであります。

なお、平成21年度につきましては、公共下水道事業に伴う導管入れかえ工事6,000メートル、単独の経年管更新事業400メートル、さらに新規需要に係る導管敷設として仁賀保中学校ライン2,000メートルとTDK秋田工場ライン1,600メートルを計画しております。

次に、にかほ市の公営企業運営審議会についてお答えをいたします。

公営ガス事業を取り巻く環境の変化と全国的な民営化の流れの中で、基本的にガス事業は民間でできるものは民間にゆだねるとしており、本市においても行政改革大綱の集中改革プランにおいて、ガス事業は将来にわたり、よりよいサービスと徹底した保安体制により、ガスの安定供給を行うため、ガス事業を民間業者へ譲渡することを検討するとしております。集中改革プランに基づき公営事業のあり方について検討をすることが今後のガス事業の重要課題であることから、去る7月

3日に第1回にかほ市公営企業運営審議会を開催し、専門的立場及び消費者、市民としての立場で総合的な観点から本市のガス事業の望ましい経営のあり方について御審議をお願いしております。当日は辞令交付とあわせ本市のガス事業の概要を初めとした各種資料の説明及び製造所、供給所等の現地視察を行い理解を深めていただきましたが、2回目以降につきましては、委員各々の観点からガス事業の課題を初め経営診断について本格的に審議をお願いすることとしております。審議会につきましては計5回の開催を予定しておりますが、今後の推移と答申の結果を十分に尊重しながら、今後のガス事業のあるべき姿を適切に判断したいと考えております。

●議長（竹内睦夫君） 8番小川正文議員。

●8番（小川正文君） 最初に、自治基本条例についてでありますけれども、市長、それから職員を代表して総務部長にその決意、思いを語っていただきました。ありがとうございました。このことは市民の皆さんに十分熱意が伝わっていくものと思います。これからはその実効性、即効性を問われるわけでありますから、今まで以上に誠意を持って行政運営を担当してくださるようお願いいたします。

次に、時間がありませんので、聞きたいことを重点的に聞いていきたいと思っております。

財政についてでありますけれども、市長の説明がありました。非常に苦しい中、運営していくのは大変だと思いますけれども、そこで、文化会館建設についてお聞きしたいと思います。

これ、にかほ市文化会館建設についてでありますけれども、現在、凍結というふうになっておりますけれども、今後ですよ、財政の見通し、非常に厳しいわけでありますけれども、市長としてこの文化会館の建設についてはどのような考えを持っているのか伺いたいと思っております。

●議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後2時12分 休憩

午後2時13分 再開

●議長（竹内睦夫君） 再開いたします。

8番小川正文議員。

●8番（小川正文君） それでは、農業関係についてお聞きしたいと思います。

我々農業に関係する者にとってですよ、この一番大きな問題は何かといいますと、毎年のように変わる農業政策であります。本当は長期的展望に立って農政を考え、指針を示してもらえれば、農業を営んでいく上では戦略的にも経営的にも安定した農業を目指すことができるわけでありますけれども、また今年も農地法の改正などがありまして、来年度から実施されることと思っておりますけれども、各農家、不安を抱えたまま新しい船出になると思っております。その点についてですね、行政に対して、職員の方々も毎年このように変わる農政について、どのように考えているのか伺いたいと思っております。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） お答えします。

農政というのはよく変わると言われておりますが、私どももそういう面では戸惑うことも多々あります。そういう意味で、農業に関係する皆さんには、市としてどのような対策があるかということで毎年出しておりますこの「にかほ市の農業」、この中で大まかなところもありますけれども補助制度、あるいは国の制度等を紹介しております。確かに現在、耕作放棄地等の大きな問題を抱えておりますけれども、この中にありますように国の施策として耕作放棄地を活用したい、あるいは集落内の耕作放棄地を引き受け、営農したいという中では集落営農の組織の中でできるもの、あるいは認定農業者ができるものと、こういう区分をしながら紹介しておりますので、今回の改正農地法も含めて、今後積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、先ほど市長から説明ありましたように、今度市でも耕作放棄地の対策協議会も立ち上がりましたので、地域の方々と相談しながらその解消に向けて頑張りながら、農政について積極的に介入していきたいというふうに考えております。

●議長（竹内睦夫君） 8番小川正文議員。

●8番（小川正文君） それからですよ、農地法の改正について、時間がありますのでお聞きしたいと思います。

標準小作料の廃止ということがうたわれておりますけれども、これはこれからですよ、営農をしていく人に対してどのような影響があるのか聞きたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） その小作料の問題につきましては、農業委員会のほうで担当しておりますので、農業委員会の事務局長が出席しておりますので、わかる範囲で答えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（金子春輝君） 今、本市では3段階に分かれております。8,000円、1万3,000円、1万8,000円、これがまず新しい農地法の改正では廃止ということになっております。ただ、廃止になりますけれども、これにかわるものとしてある程度の目安は定めなさいよと、そういうふうにしていきます。ただ、中身につきましては、さっき市長も言いましたけれども、農地法の施行が12月ころになりますので、そのころにならないとまだ詳しいことはわかりませんので、それから定めていきたいと思っております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 8番。

【8番（小川正文君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（竹内睦夫君） これで8番小川正文議員の一般質問を終わります。

所用のため2時30分まで休憩します。

午後2時17分 休 憩

午後2時30分 再 開

●議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、9番伊藤知議員の一般質問を許します。9番伊藤知議員。

【9番（伊藤知君）登壇】

●9番（伊藤知君） 世代を超え、地域を超え、明日のにかほ市をつくる会派、創明会の一人として一般質問を行います。

前議員と一般質問の項目は同一のものがありますが、内容が違いますので、よろしくお願いいたします。

にかほ市行財政改革大綱、にかほ市集中改革プランについてでございます。

このプランについては、向けた取り組みの指針として、一つとして改革とまちづくりの指針、行政改革の推進と健全財政の維持を基本姿勢とし、常に市民本位の行政を心がけ、新市まちづくりの基本理念である「夢あるまち、豊かなまち、元気なまち」づくりを進める。現在予算化されている事務についても改めて重要性、必要性を精査し、その事業内容を見直しするとともに、新規拡大事業についても実施時期の見直し等を検討する中で優先順位をつけ、市民サービスの向上に十分な成果、効果が期待できるものに重点化し、着実に進めることとする。公の施設管理については、サービスの向上、経費削減等を図るため指定管理者制度等の活用により民間委託の推進を行い、事務事業についても業務委託が可能な限り、可能な場合には積極的に民間委託を試みる。

二つ目として、経費削減を目指した取り組みの概要。

本大綱においては、行政のスリム化、効率化、合併効果を生かした財政合理化、住民参加のまちづくりの3点を改革の柱に据え、取り組みの指針に示しており、平成17年10月1日に実現した3町合併による人員及び事務事業の整理統合の効果を勘案しながら、平成17年度から計画を実施に移し、平成21年までの5ヵ年で15億4,400万円の財政的な経費削減を目指すこととしているということが記されております。

そこでお伺いいたします。

全体的に平成21年度末には経費削減達成率、15億4,400万円の中でどのくらいの達成率になりますか。

経費削減計画について、当初計画と改定後計画額との大きく変化している施設等維持費、見直しによる削減及び補助金の整理、合理化による削減は、計画と実績に大きな差異がありますが、主たる要因は何だったのでしょうか。当初計画では削減額ゼロが見直し後には廃止になっている事務事業がありますが、各種団体、対象組織等との協議がされ見直しされたものですか、お伺いいたします。

老人憩いの家管理委託料に関して、当初計画では削減額、これもゼロだったものが見直し後、計画最終年の平成21年度には586万円の削減額となっておりますが、これによる管理に携わっている団体より苦情等が発生しておりませんか。削減されても十分管理されているかお伺いいたします。

公共施設、特に集会施設に関して伺います。

市の公共施設 24 施設を指定管理者への移行、または無償譲渡する目標に関してであります。

このうち産業部農林水産関係施設 9 施設、健康福祉費長寿支援関係施設 9 施設、同じく子育て支援に関する施設 1 施設に関してで、地区別によると、仁賀保地区 2 施設、金浦地区 11 施設、象潟施設 6 施設であります。農業関連施設、また、老人憩いの家として、地域を限定せず活用されているわけですが、現在管理されている地域代表者会議での指定管理者制度、あるいは無償譲渡に関しての理解度はどのように行政として理解していますか。計画どおり実施できそうですか、伺います。

夢いきいき 21 マイタウン事業についてであります。

平成 18 年度 6 件、平成 19 年度 9 件、平成 20 年度 15 件と年々活用事例が増加していますが、平成 21 年度、今年度はどのくらいの申請がありましたか。また、来年度からどのように考えているか伺います。

次に、大きい二つ目です。中小企業振興についてであります。

地域経済は、地域社会の安定的な発展を実現するためには、地域における産業や中小企業が元気であることが重要であります。米国発の金融危機による世界経済の急速な悪化は、いまだに光、出口が見えません。地元企業である TDK 株式会社では、来春の高校卒業予定者の新規採用を見送ることを決めたようであります。この地域に工場を集積させる由利本荘市、にかほ市を含め、国内すべての地域で採用しない方針のようです。これも、この余波ととらえることができると思います。

近年に改定された新中小企業基本法では、地方公共団体の責務として、地方公共団体は基本理念にのっとり、中小企業に関して国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施設を策定し、及び実施する責務を有するとされております。策定から実施するまでを行う責務が生じました。地方分権化が進展する中で、自治体の中小企業対策における役割は高まっていると思います。

そこでお伺います。

にかほ市においては緊急雇用・企業支援対策本部にて、相談または対策等を講じておりますが、事実、各企業からの相談等はどのくらいありますか。また、その相談に回答をして、相談企業の満足度はいかがだったか伺います。また、産業部で企業訪問をされておられるようですが、企業からの要望等がどのくらいあり、どのような内容であったのでしょうか。緊急雇用・企業支援対策本部は今景気が上向き、安定した時点で解散するのでしょうか。今後、この母体を中小企業サポートセンターとして中小企業のための一元的な相談窓口にして、現場に即した経営支援、産学連携、IT 実施支援、融資相談等を含めた企業支援体制構築は考えていただけませんか、伺います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、伊藤議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、行財政改革大綱についてでございますが、平成 21 年度末の経費節減達成率はどのくら

いになるかというお尋ねでございます。行財政改革大綱における当初計画額は約9億7,600万円でありましたが、平成21年度末には約15億4,400万円の削減額になると見込んでおります。したがって、達成見込み額は158%となります。

この主なものとしては、職員数の人件費の削減、これが6億7,100万円、人員の定数削減によりまして3億2,700万円などとなっております。

次に、私のほうからは中小企業振興についてでございます。

御承知のように昨年後半からの世界的同時不況の影響を受けて、市内の中小企業の経営は、製造業を中心に大きな打撃を受けております。こうしたことを踏まえまして、当市では昨年12月17日に、にかほ市緊急雇用・企業支援対策本部を立ち上げまして、雇用調整対象者となった方々の新たな雇用環境の確保、あるいは市内中小企業の経営基盤の安定を図るための対策、こうしたことを図ることにしたわけでありまして。その後、4回の本部会議を開催し、中小企業支援のための関係条例の改正と施行、これはマルにの融資制度の額の500万円増額と償還期間5年延長、それから固定資産税の減免期間の延長という形の中で改正をさせていただきました。

それから、国の交付金を活用したふるさと雇用再生臨時対策基金事業や緊急雇用創出臨時対策基金事業により、市内離職者を一時的ではございますけれども市の臨時職員として採用するなど新たな雇用機会の創出にも努めてきたところであります。

御質問の緊急雇用・企業支援対策本部への相談についてでございますけれども、対策本部設置後、17件ほどの相談が寄せられました。主に個人的な求職、あるいは生活相談等でございます。直接、商工課のほうには企業からの相談はございませんが、私が相談を受けたのは、なかなか融資の際に保証協会が保証してくれないということで、5社からの要請を受けて、なかなか進まない保証協会からの保証に対して私が直接保証協会に出向いて、千葉会長に直接交渉をしながら取り組んでまいりました。その結果については、後日、関係者の皆さんから寄せられておりました融資ができましたと、大変ありがとうございましたというふうな御礼の言葉もございましたが、こうした企業からの相談等については、私が知っている限りにおいては、この保証協会の保証料の保証という形が大きな問題でございました。

次に、企業訪問等の要望等についてでございますが、1月から2月にかけて27社、6月の中旬から39社、8月の中旬から18社、3回にわたって延べ84社ほどの企業訪問を行いながら、この中では全部とはいきませんが私も一緒に企業訪問をして、来春の新卒者の雇用を何とかお願いしたい、これは当然TDK、あるいはTDK-MCCさんも含めてのお話ですが、お話をしてまいりました。その際の主な要望としては、国の緊急雇用安定助成金の早期支払いの働きかけ、要するに6割以上支給して一時的に休んでもらう形の中で国から支援してもらおうと。これの書類審査はなかなか初めてのことでございまして、ハローワークでも大変難儀しておりましたが、このお金を早期に支給されるようにしていただきたいという要望。それから、県の経営安定資金、保証料の補助の拡大、これについては今にかほ市では2分の1以内で、140万円を限度として企業のほうに助成をしているわけでありまして。この助成の拡大、それから、企業在職者を対象にした人材育成研修事業の充実、あるいは今回の予算にも計上しております共同受注等の窓口の開設や融資資金等の償還期間

の延長措置、そして日沿道の早期完成やアクセス道路の整備などとなっております。これを受けて既に前年度において企業在職者を対象とした1ヵ月間のパソコン研修なども行いましたし、あるいは入社して二、三年ぐらいの方々の社員を秋田専門高等学校のほうで技術指導などの研修も行いました。そのほか、市の中小企業振興資金融資制度の限度額の拡大は先ほど申し上げたとおりであります。そのほか、平成21年度においては企業在職者のうち、先ほど、平成20年度は初級レベルの研修をやりましたが、この秋からは中級レベルの研修を行うための予算をお願いしました。それから、企業間競争力を高めるための支援策として、ISO認証取得に係る経費の助成もあります。それから市内在住新卒生や離職者の早期雇用を促進するための助成、あるいは県経営安定資金保証協会への保証料の補助の継続的支援、こうしたことを継続しているわけでありまして。

また、市内の金融機関等に対しましては、企業個々の事情により、お金は借りたけれども今なかなかやっぱり仕事の量も7割程度いつている企業もあれば、まだ5割程度までしかいかない企業もあります。ですから、企業からは何とか元金は払いますから——元金でない、利息は払いますけれども、元金の部分を少し償還を延ばしてほしいというふうな要請もございましたので、このことについては8月19日付で私の名前で各金融機関のほうに要請をしたところでございます。

今後とも、今回訪問できなかった企業も含めて、随時企業訪問を実施しながら企業との情報交換に努めてまいりたいと思っております。

それから、中小企業のための一元的な相談窓口等による企業支援体制の構築でございますが、現在の緊急雇用・企業支援対策本部については、景気の回復等の経済情勢が好転すれば、いずれ解散したいと思っております。しかし、解散後も工業振興を図るために、今、商工課のほうに別の室を設けておりますけれども、そうした相談窓口については、一元的な相談窓口については、これからどういう体制で置くほうがよいのか、いろいろ企業の皆さんとも相談しながら、あるいは工業振興会とも協議しながら、これから検討をしてみたいと思っております。

他の質問については、担当部長がお答えをいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） にかほ市行政改革大綱及び集中改革プランについてお答えいたします。

初めに、施設等維持の見直しによる削減について、計画との差異の要因を申し上げます。

総合福祉交流センタースマイルの光熱水費、事務的リース等の節減、むらすぎ荘や他の施設の管理業務内容の精査見直し、老人憩いの家管理委託料の減などが主なものでございます。この中で老人憩いの家の管理費の減は、比較の基礎となる平成17年度の予算額が改修費を含んでいたものがあり、管理費等を大幅に減額したものではありません。

次に、補助金の整理、合理化についてお答えします。

組織、団体等への運営補助金に関しましては、合併により各町でそれぞれ行っていた補助金の統合、類似した補助金の統廃合、当初の目的が達成されたことによる廃止などによるものでございます。

また、補助事業の見直しについても旧3町が合併してそれぞれの町で行われていた重複する事

業、目的を達した事業、効果が薄く、他の事業展開をすることにより、より大きな効果が得られる事業に移行するためのもの、また、これによる統廃合によるものが主なものでございます。単に削減したものではないということを御理解願いたいと思います。

なお、見直しに当たっては、各種団体、対象組織との話し合いや協議を行い、実施してまいりました。

次に、公共施設、特に集会施設についてお答えします。

御質問にありました農業関連9施設、老人憩いの家9施設、児童会館1施設については、計画の中では指定管理者制度への移行を取り組み目標としているものですが、国の補助事業等による取得した財産の処分等の承認基準が弾力化されたことなどから、特定の地区等が使用し、現実に管理運営している施設に関しては、地域に根差した施設であり、その性質から採算のとれる収入を得ることが困難で利用目的が限られる指定管理者制度の導入は、なじまないとのことから、目的に束縛されず各地区で自由に利用できる無償譲渡が現実的で望ましい姿であると考え、無償譲渡を取り組みの目標として考えているところであります。このことについて無償譲渡を考え、19施設の所在する地区会長に市の行政改革を初め他の地区の集会施設等類似施設の管理運営の現状をお話しながら、無償譲渡の計画であることをお伝えし、地区の皆さんにとってよりよい譲渡のあり方など、地区の実情や課題を検討する会を開催しております。検討会においては、無償譲渡という市の計画をもとに意見交換されておりますが、施設の老朽化による大規模な修繕、公費負担の管理の有無、集落内類似施設の有無、利用者の範囲など、それぞれの施設の課題が出されております。特に旧町時代からの維持管理方法を継続していることから、現在も公費で維持管理されている施設は、譲渡によって維持管理費の利用負担が発生することなどが課題として出されております。この意見交換会は、地区によっては3回開催し、地区会長の皆さんからは、行政改革だけの視点ではなく、さまざまな角度からの無償譲渡計画であること、また現在、公費で維持している施設でも他地区との公平性から、いずれはそれぞれの地区の負担で維持をする形態に移行すべきという基本的なところの考え方については、ある程度御理解はいただいているのかなとは思っておりますが、個々の具体的な事案に入りますと、まださまざまな課題を抱えていることから、十分な理解に至っていないのが現状でございます。地区によっては、条件付きながら受け入れに前向きな地区もありましたが、相当厳しい意見も出されております。また、現実に老人憩いの家が地区の老人の憩いの場として設置目的どおりうまく利用されている施設や地区を問わず広く利用されている地域の中核的な施設となっていることについても確認をしてまいりました。市といたしましては、今後、地区から出された課題について具体的な対応策を検討することとしております。したがって、統一した方針のもと、協議を再開するには時間がかかるものと思っております。仮に譲渡についての理解が得られたとしても、地区での予算化など対応できないことがさまざまな課題の関係から発生するものと考えております。このことから、計画どおりの実施は、現段階においては難しい状況にあると考えております。したがって、平成22年度も引き続き地区の課題解決と理解を得られる譲渡の方法等を検討しながら、お互い理解を深めてまいりたいと考えております。

次に、夢いきいき21マイタウン事業についてお答えします。

夢いいき 21 マイタウン事業は、平成 17 年度に旧象潟町が制度化し、合併後も市民との協働のまちづくりの推進のため継続して実施しております。平成 18 年度から平成 20 年度までの実績は、御質問のとおりその活用は年々増加してきております。これまでも本事業の制度については、市広報への掲載や行政懇談会の場合などで周知を図ってまいりましたが、この実績件数のほかにも相談件数も増加傾向にあります。本事業の活用はますます拡大されるものと考えております。

本年度の状況は、現在まで 10 件の申請がありました。具体的に申し上げますと、大竹集落の有線放送幹線通信張りかえ事業や芹田自治会のあずまや風バス待合所の建設、自治会内の掲示板の整備などであります。当初予算計上しました 180 万円のほとんどが活用され、市内随所でそれぞれの事業が展開されております。このほかにも 4 件の相談を受けておりますので、さらにふえるものと見込んでおり、今回の補正予算をお願いをしているところでございます。

本事業は、市民と協働のまちづくりの主要施策として推進するものであり、来年度もさらに制度の PR に努め、引き続き実施してまいります。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） 老人憩いの家管理委託料の削減額に関しての御質問でございますが、指標は平成 17 年度予算額と比較しての削減額となっております。平成 17 年度予算額は合併前の旧町の予算額を合計したものがベースとなっております。また、この削減プランは委託料のみだけでなく、総務部長も申し述べられましたが、老人憩いの家の管理上必要な経費すべて、例えば光熱水費や燃料費、修繕料、工事請負費などを含んだものとなっております。このため、実際委託先に支払う委託料は、平成 18 年度においては 1,132 万円、平成 19 年度においては 1,164 万円と、ほとんど同額かやや多くなっておりますが、平成 20 年度におきましては原油高騰などの状況によりまして光熱水費や燃料費の高騰などもありまして計画どおりにはいかなく、1,302 万円ほどと前年度実績よりも 137 万円ほど増となっております。平成 19 年度からの見直し後の削減額が 580 万円ほどになっておりますが、これは平成 18 年度に老人福祉センターの補修工事、あるいはケヤキの改修などがあったため、これが主な原因となっております。したがって、御指摘の管理団体からの苦情等については、ございません。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 1 点、訂正をお願いします。

先ほど市長の答弁の中で、議員数の減によります削減の額について、3 億 7,200 万円とお答えしましたが、3 億 2,700 万円に訂正をお願いします。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 9 番伊藤知議員。

●9 番（伊藤知君） 最初に、中小企業の振興に関してでございます。

84 社の訪問ということで、いろいろな要望があったということですが、これ今現在の景気の低迷ということに関するほとんどのその相談だったのではないかなというような感じがしています。例えば、個人的にいうと私も保証協会からあまりいい形で見られていなくて、やっと融資を受けたわけですけれども、そういう企業がまだまだこの市内にはいるのかなという感じはするんですが、逆にその市長のほうから言うて融資ができるというようなその保証協会の体制が問題なのであ

て、そこら辺今後、市長の対応をお願いしたいという形にしておきたいと思います。

それで、この工業中小企業振興に関して、今回の補正に共同受注システム構築事業というのがのってきました。これちょっと果たして私はこれ、もしかすると今回の企業の訪問で、こういう形にしてくれと、こういうシステムをつくってくれないかというような要望があってこういう形で―― 予定では 2009 年、ことしからですね、第 1 段階として準備をして、最終的には 2012 年度、商社化するというような計画があるようではありますけれども、それは企業からの要望でなく市単独での考え方を持って企業とお話されたのかどうかお伺いしたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 初めの保証協会の体質というお話でございますが、やはり保証協会は保証協会なりの考え方があるわけでありまして。私が今回要請を受けた 5 社の企業に対しては、確かにこれまでの負債、あるいは経営上の問題もございましたが、今、融資が滞ればこの会社はつぶれますよと。つぶれば一番困るのはあなた方ではありませんかと、そういうことも含めてね、お願いをして、何とか融資にこぎ着けたというのが現状でございます。その枠については私言っておりませんが、保証協会については 2 回ほど伺っています。

それから、共同受注の形については、私は前からこれは工業振興会のほうで提案してまいりました。やはり 1 企業でやっていたら営業活動というのは、社長が行くぐらいしかできないわけです。社長が、一番現場にもいなければならぬ社長が営業に回るということは、なかなか難しいんです。ですから共同受注の体制をつくれば、それぞれの企業の強みがあると。ですからそういう一企業の強みの中で、例えば受注したものは同じ企業の中で、あなたはこの分野が得意だからこの分を担当してくれとか、そういう形もできますので、これまで何年か、一、二年ぐらい、工業振興会のほうにお話をし、それが工業振興会のほうでよく検討して、何とかやりたいということになって今回この国の基金事業を活用しながら取り組みたいということで予算をお願いしているところであります。

●議長（竹内睦夫君） 9 番伊藤知議員。

●9 番（伊藤知君） この中小企業振興に関しては、このように共同受注という形を県が秋田県の企業活性化センターというのを設立しまして実際にやっているわけですが、例えば我々にかほ市にいた状態で県とのパイプというのは、電話、あるいはネットでやるしかできないと。実際に会ってお話できないという状況の営業活動のジレンマは絶対あるわけですし、そうしたときにこういうちゃんとした共同システムを構築した場合に、やはり市の職員もある程度営業マンとして入ってもらって、その地域の力をいろんなところにしらしめていって、あるいはそれが最終的に今度にかほ市に企業が誘致できるような状況になると思うんですが、この組織ができた後に、商社できた後に市の職員として派遣するという意思はございませんか。

●市長（横山忠長君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 今の段階では市の職員を派遣するという形は持っておりませんが、これも前から議会のほうにもお話しておりますが、そうした営業活動に対しては市の職員も一緒にやると、そういう意気込みでおりますので、これからの検討課題だと思っております。

ちょっとまだそのほかのことになりますけれども、もう一つはですね、今、にかほ市からの提案で、これも基金を活用して、事業主体は——事業主体というかな、事業主体が振興局になりますけれども、介護者のその——何て言えばいいか、サポートするロボット、これも県のほうで採択になって、これにもかほ市内の事業者を含めて、入札なるのか直接名指しで指名なるのかわかりませんが、こうした形も今つくり上げております。

●議長（竹内睦夫君） 9番伊藤知議員。

●9番（伊藤知君） 次に、改革プランの中の私の目玉であります老人憩いの家の関係のお話なんです。いろいろと会議が持たれて、いろんな町内会長さん、あるいはその部落の責任者の方々と会議をして打ち合わせをしているようですが、私も議事録を見ますと、ある程度その無償譲渡というのは各自治会長さんも理解はしていると私も思います。ただ、私もその施設全部を回って確認させてもらいましたが、10年以上たっている施設ばかりで、これ無償譲渡された後にかなり手直しが必要だろうと。長期間のその現状での使用というのは不可能じゃないかとなったときに、今度それを修繕するときに、今にかほ市の条例等で3分の1の補助ということになると、かなりその地域に負担がかかるという状況になっています。その条例を見直しする気持ちがあるのか、そうするとその各自治会には負担が少なくなるという状況になってくるのではないかということが一つあります。

それと、旧金浦町の状況をお話しますと、前まで青少年ホーム、コミュニティーセンター、使用しても無料でした。ところが旧象潟町、旧仁賀保町というのが有料使用だということで、金浦地域のほうも今年度から有料になったわけですが、そうした場合に、今までその無料だったものが有料になったものですから、各部落のほうからやはり無料の老人憩いの家等にやはりくるわけです。それがその我々使っているその町内だけじゃなくて、金浦地域全体のほうで使用するという形になってきているわけですから、これを各自治体に無償譲渡して、またその修繕費を自分たちで持てやといったときには、当然その管理している自治体の町内会費、あるいは部落会費を上げざるを得ないという状況になってきますので、そこら辺も各自治体の会長さんからお話あったと思うんですが、どのようなお話し合い、答弁をされておられましたか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） 今年に入りまして第1回目の説明会が3月に行われたようですが、2回目から私、出席させていただいております。その2回目以降のお話をさせていただきたいと思いますが、ある程度、今、伊藤議員がおっしゃったように理解はされてきておると認識しております。ただし、譲渡を受けた後のその管理を、やはりその集落において行うには少し難点があるということで、どうしても今すぐには譲渡を受けがたいというのが実情のようでございます。そのほかに、例えばかもめ荘、あるいはさくら荘のような、集落を複数にわたって使用されている地域の老人憩いの家がございます。そういう複数で利用されているものにつきましては、非常に譲渡が難しいというようなこともございます。それから、会館がほかに、別にございまして、老人憩いの家は老人憩いの家として立派に機能して利用されていると、そういうような集落もございまして、非常にこの老人憩いの家につきましては、この譲渡が非常に難しいなというふうを感じ

ておるところでございます。

いずれ集落のほうから要望がございますのは、伊藤議員がおっしゃいました譲渡後の修繕、非常にこの施設が 20 年以上なっております。すべて昭和時代に建設されておりますので、老朽化してございますので、実際 3 分の 1 の補助がございますが、それにつきまして譲渡を受けた場合に特別な補助、そういうものが可能ではないのかというような検討事項も出されてございますので、市といたしましてはそれらも含めまして今後検討しながら、じっくり時間をかけて集落のほうとお話し合いをさせていただきたいと考えております。

●議長（竹内睦夫君） 9 番伊藤知議員。

●9 番（伊藤知君） 譲渡した場合に、その建物の修繕、改修だけでなく、火災保険の関係も出てくるわけだと思います。今まで市でかけているものが今度は部落単独でかけなくちゃいけないと。その保険料も 3 倍以上、上がるのではないかとされていますが、そこら辺も含めて、その特別補助という考えで、その認識でよいのかというのが一つと、それから、もし自治会がその無償譲渡を断ったとした場合に、その建物をどうするのですかといったときに、職員の対応は必要でなければ取り壊しも考えるというような答弁をしているようですが、そこら辺どういう意味でその「取り壊し」というような答弁をされたのか、真意をお知らせ願います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 第 1 点目についてお答えします。

先ほど木内部長もお話されましたとおり、今、市で集会施設に対する補助金については、集会施設整備補助金 3 分の 1、これが該当するわけですけれども、今言った老人憩いの家については、一つは福祉政策の施設の一環ということで、新たな助成措置も含めて検討したいと。それとあわせて、通常の維持管理についても実際どのぐらいの維持経費が現在かかっているのか、それが移行された場合、どのぐらいの地域の負担になるのか、その辺も踏まえながら、あくまでもその集落の集会施設として使われていないと。あくまでも老人福祉のための老人憩いの家だという、先ほど私が申しあげました設置目的どおり使用されているものとは分けて考えていきたいというふうにして考えておりますので、この後の集落との検討の中でその辺も具体的に考え方を示しながら進めてまいりたいと思います。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） お話し合いの中におきまして伊藤議員からお話あったようなことがございました。その中で、非常に会館もある地域もございます。その会館のある地域におきましては、できれば建てかえにもっていくような状況にはございませんので、会館を主として御使用していただきたいと思います。老人憩いの家につきましては、会館が別個にございますので、最終的には取り壊しをする状況になるかというようなこととお話し合いをなされたと思います。

いずれにいたしましても老人憩いの家そのものは、現状でも非常に多くの方々から毎日のように利用されておりますので、できるだけ長く御使用していただきたいと思いますし、修繕費用、それらにつきましても今後、先ほども申しあげましたとおり、譲渡を受けるような事態に至った場合には、市のほうとしても検討させていただきたいというふうに考えてございます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 先ほど、将来負担となろうとする火災保険についてのお話もありましたけれども、それも含めての話でございますので、含めての維持管理費ということでとらえてまいりたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 9番伊藤知議員。

●9番（伊藤知君） あまりしつこくやると嫌われると思いますが、実際には合併の主たる目的というのはサービスを低下しないと。ところがこの状態になっていると、私はサービスが実際には低下しているのではないかという感じがします。例えば、旧金浦町では、それこそ先ほど言った公民館の使用料が無料、あるいはその各自治会の活動に使用するコピーも無料、当然その紙は持って行くわけですがけれども、コピー代は無料というようにずっとやってきたものが、合併した途端にその原版料24円、コピー料、紙を持ってくれば1枚1円と、その自治会活動においてもそのお金が取られるという状況になっていますし、これからこの——せっかく住民が活用しているその老人憩いの家等も無償譲渡されたときに、その町内が管理するためにはやはり使用料を取らなくちゃいけないという形になるというのも、非常にそのサービスの低下ということがあるのではないのかなと私は思っていますので、これは慎重に各町内、部落会長とお話をしないと、それこそその会議の中で取り壊す云々というような話をしていけば、当然逆に今度、気持ちを曲げるような形になっていくと思いますので、議事録見る限り、ちょっとそういう危惧する答弁の部分というのが結構あるので、やはりそのお話し合いするとき、やはりこういうことなんだとしっかりと煮詰めて話をしてもらわないと理解度が得られないと思います。実際にはその各部落会長さんの理解は、私はそれこそしているとは思いますが、こういう発言のあることによってその理解しなくなるということもあると思うので、少しその辺を考えながらこの問題を慎重にこれから協議していってほしいと。また、年内中でなく、先ほども話したとおりに、もっと長いスパンで、10年のスパンでも私は構わないと思うので協議をしていただければありがたいなということで終わります。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 今のお話の中で、一面だけ取ってサービスの低下というふうな形の発言は、私あまりいい発言ではないのではないかなと思います。やはり全体的な形の中で、やはりサービスを見ていただかなければ、やはりにかほ市として合併したんですから、やはりその中で新しい市をつくりましょうということですからね、やはり今までの形とは若干変わっていく部分は、これは仕方ないと、これは我慢してもらうところは我慢してもらわないと。例えば、これから今回の形の中でもありましたけれども、今、ガス・水道事業の中でも金浦地域に何とかいい水を供給したいということで、2億円もかけてことした事業が始まるわけですね。ですから、一面だけ、この部分だけでもって合併によってサービスが低下されたというふうな形を市民の皆さんにとらえられると、私は大変なことだと思います。ですから、議員の皆さんには、合併については全体的な形を見ていただいてそういうお話をしていただきたいものだなと、お願いになるかわかりませんが、そうした形にしていただきたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） これで9番伊藤知議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 3 時 23 分 散 会

---